

第六班 札薩克圖汗兼右翼左旗汗一人、車臣汗左翼中旗札薩克親王一人、土謝圖汗中右旗札薩克郡王一人、額濟納土爾扈特旗札薩克貝勒一人、三音諾顏額魯特旗札薩克貝勒一人、車臣汗中前旗間散鎮國公一人、三音諾顏右翼末旗札薩克輔國公一人、土謝圖汗左翼左中末旗札薩克輔國公一人、土謝圖汗右翼右旗札薩克輔國公一人、土謝圖汗右翼左末旗札薩克一等臺吉一人、三音諾顏中右翼左末旗札薩克一等臺吉一人、札薩克圖汗右翼後末旗札薩克一等臺吉一人、車臣汗右翼左旗札薩克一等臺吉一人、車臣汗右翼前旗札薩克一等臺吉一人、車臣汗中左前旗札薩克一等臺吉一人、札薩克圖汗中右翼左旗札薩克一等臺吉一人、三音諾顏中左末旗間散四等臺吉一人。

青海蒙古班

第一班 和碩特西前旗札薩克郡王一人、綽羅斯前右翼頭旗札薩克貝勒一人、和碩特前左翼旗札薩克貝勒一人、綽羅斯北中旗札薩克貝勒一人、和碩特南左翼後旗札薩克貝勒一人、和碩特北左末旗札薩克一等臺吉一人、土爾扈特南中旗札薩克一等臺吉一人。

第二班 和碩特前頭旗札薩克郡王一人、和碩特西後旗札薩克貝勒一人、輝特南旗札薩克輔國公一人、和碩特南右翼後旗札薩克一等臺吉一人、和碩特北右末旗札薩克一等臺吉一人、土爾扈特西旗札薩克一等臺吉一人、和碩特南右翼末旗札薩克一等臺吉一人。

第三班 和碩特南右翼後旗札薩克輔國公一人、和碩特北前旗札薩克輔國公一人、和碩特西右翼後旗札薩克一等

臺吉一人、和碩特南左翼中旗札薩克一等臺吉一人、土爾扈特南後旗札薩克一等臺吉一人、和碩特西右翼前旗札薩克一等臺吉一人。

第四班 和碩特前左翼頭旗札薩克郡王一人、和碩特北右翼旗札薩克貝勒一人、和碩特西左翼後旗札薩克一等臺吉一人、土爾扈特南前旗札薩克一等臺吉一人、喀爾喀南旗札薩克一等臺吉一人、和碩特南左翼末旗札薩克一等臺吉一人、和碩特西右翼中旗札薩克一等臺吉一人、和碩特東上旗札薩克一等臺吉一人、(嘉慶年間の定めであるが、西蒙及び察哈爾班は不詳)。

凡そ朝期は毎年十二月十五日より二十五日迄に皆北京に集るのであつて、朝儀には理藩部大臣に引率せられて、設けの式場に参列し、王以下は均しく三跪九叩の禮を行ひ、制書を奉じて式を終るのである。

年班は藩屬の必ずなさねばならぬ制禮の一であつて、當然の義務となつて居るのである。故に之が次第を制定して、會典に載せたのであつて、其の故なきに辭に託して來朝せざるもの、或は參期を逾えて來らざるものは皆處分せらるゝのである。若し值班の王公等にして病又は重要な旗務或は事故があつて、參觀し能はざる時は豫め請暇をなし、協理臺吉、塔布囊一人を代派して值たらしむるを得るのである。

歳貢も必ずせねばならぬ制例となつて居たのである。故に會典に規定して典例となつて居たのであつた。順治朝以來、多く珍玩の類を避つたが、各旗各様であつたから、嘉慶年間より道光時代に至り之を一定した。即ち内蒙王公は湯羊一頭、乳酒一瓶、外蒙は九白(白馬八頭白駱駝一頭)、青海二十九旗は、氈毯(毛にて編みたる敷物)二百匹を歳貢と定めたのである。杜爾伯特、杜爾肅特、和碩特等の西蒙各旗は羊、馬、佩刀、手槍等を貢物

となしたるも一定せず。

年班、歳貢のため來京した王公等は正月十四、十五日、宮中に招かれ宴を賜はり、餘日は五旗の王府に招かれ各々燕を設け王、貝勒以下長史、護衛等の隨員に至る迄皆之に與かるのである。宮中宴、王府宴が終つて、例により王以下隨員に至るまで悉く下賜物がある。即ち午門賞と云ふのが夫れであつて、王公等に衣帽、撒袋、腰刀、鞍鞞等の物を賞給するのである。午門にて交付するが故に此の名がある。

又、廩餼といつて、王公臺吉等の年班及び世爵官員が、公事によりて往復する者には、下々の隨役に至るまで、皆其滞在日期を限定し、往復旅費及び人馬の食料を給するのであつて、之を廩餼と稱すのである。科爾沁三親王一郡王等の待遇者は矢張り此の手當も他旗に比して多いのである。(後の別表参照)。

蒙古王公臺吉等の來京手當に關する事は、初め戸部工部及び光祿寺より器を備へ具を用ひて取扱つたが、康熙四十六年、銀庫を設け別に計理事務を行はしむる様になり、毎年の廩給銀五萬兩、薪薪銀五千兩の豫算支出額を定めたのであつて、蒙古旗に下嫁した公主、郡主等が來京し、額駙臺吉及び來朝の公主額駙、王公臺吉等に廩薪薪給を給した。毎月の數額を冊に記した會計の支出を毎歲具疏し、以て上聞に達したのであつた。

清朝が藩屬を懐柔し遠人を惠む政策はなか／＼手の届いた者であつたが、國庫の支出は年々莫大の額に達し、一方藩屬の各旗からは總半文の利も得て居なかつたので、要するに注ぎ込む許りであつた。

民國に至つて年班歳貢の定めに變更を加へたが、前清の制度を斟酌して變通せしめたのである。午門賞の物件を現銀下賜と變更した丈で大要左記の如く更めた。

一、政體變更して五族一體となり、藩屬の名稱既に廢したるを以て、朝覲制度は自然除くべきが當然であるが、蒙回の各處は道路遠達にして禮俗各々異なる。彼此の隔塞を消除せんとせば、必ず先づ情意の疏通を謀るにあり、因つて舊制を斟酌し稍々變通を加へ、處分を解除し班期を整理し、年々來京して中央と地方間の聯絡に資する事とせり。

一、班次の規定、民國の成立にあたり王公等共和を翊賛せし功にて屢々封賞を加へられ、又病故襲替の事あり等し、前に理藩部の定めたる班次の銜名は多く已に變更せられた。因つて釐定して病又は重要事故ある時は豫め請暇をなし、協理臺吉、塔布囊一員を遣はして代理來京せしむるを得。もと通りに内蒙を三班、外蒙を六班に分ちしは、其の道途遠きにより體恤を示し且つ勞逸を均うせしむるの主意に出づ。

一、協理臺吉、塔布囊はもと通りに毎年各々一人を遣はして來京值班せしむ。

一、王公等來京すれば先づ蒙藏院に届出で、院より代呈して期日の指示を請ひ帶領して觀見せしむ。王、貝勒、貝子、公等は皆大統領より傳見して慰勞し、爵職の高きものは優遇の典を與ふ。

一、賞品(舊制度の名稱では貢件とあつたが、民國の制度に不適當の名稱なりとして、元年九月大總統の批准により改稱す)は、舊例の通りであるが、孰れも蒙藏院より代遞する事に改め、且つ例に照して廩餼を給與せらる。

一、元旦の觀賀は陽曆新年元旦に、駐京の蒙古王公及び值班の王公臺吉等は、蒙藏院より帶領して大總統府に赴き參賀す。

支那の制度より見たる蒙古

- 一、年例の宴會は毎年正月中に日を選びて大總統府内に召集して宴を賜ふ。臺吉等は別日に蒙藏院に茶會す。
- 一、年例の頒給資品は王公等には大總統府内の宴後に頒給し、臺吉等の資品は蒙藏院の茶會後轉交す。
- 一、廩餼(手當)は舊例では内外札薩克の爵秩等差を按じて廩餼銀、食糧米、旅費、回程米(歸路)の四種を給して體恤の意を示したが、今尙之に仿らへ、二年三月二十八日廩餼條例を定めた。
- 一、臺甲折賞、舊例では午門賞と稱し物品を給與したが、之を改めて銀に換算して給與し、改稱して臺甲折賞といふ(換算の意義)。

一、各蒙族は例に毎年の終に皆一人を派し來京せしめ、羊、酒を進呈して事を聽く。これ中央に誠實なるの意を表明する者であるから政府も亦相當の廩餼を給與する。

臺甲折賞 (銀一兩は銀元一元五角に換算す)

- 科爾沁三親王 各五百兩、汗、親王 四百兩、郡王 三百兩、貝勒 二百兩、貝子 一百五十兩、公 百兩
- 札薩克臺吉 七十兩、一、二等協理臺吉 六十兩、三、四等協理臺吉 五十兩

内外蒙古王公臺吉及び駐京廩餼口糧數目表

爵職別	廩餼		口糧		府第の看守衛隊等	
	銀元	石	石	石	銀元	石
科爾沁三親王	17,000.00	30,000.00	1,030,000.00	1,850,000.00	1,500.00	2,200.00
每日 每月來京	元	元	元	元	元	元
歸程	元	元	元	元	元	元
歸程	元	元	元	元	元	元
每日 銀替	元	元	元	元	元	元
每月 銀替	元	元	元	元	元	元
內蒙 歸程	元	元	元	元	元	元
外蒙 歸程	元	元	元	元	元	元
每日 銀替	元	元	元	元	元	元
每月 銀替	元	元	元	元	元	元
每日 銀替	元	元	元	元	元	元
每月 銀替	元	元	元	元	元	元

汗	15,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
親王	15,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
郡王	13,500.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
科爾沁貝勒	15,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
貝勒	9,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
貝子	7,500.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
公	6,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
輔國公	6,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
札薩克臺吉塔布囊	3,500.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
外蒙臺吉協理	2,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
內蒙臺吉協理	2,000.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
外蒙下臺吉	1,500.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00
管旗章京子爵	1,200.00	110,000.00	1,369,000.00	1,500.00	2,200.00

支那の制度より見たる蒙古

副章京男爵	一〇、三〇〇	—	二〇	—	〇、〇〇〇	三、五〇〇	一、八〇	七、五〇〇	一、六〇	八〇、三三
長史參領佐領	〇、六二〇	—	一〇	—	〇、〇〇〇	三、三〇〇	〇、九〇	三、七〇〇	〇、〇、八〇	〇〇、〇六
騎都尉雲騎尉	〇、六二〇	—	一〇	—	〇、〇〇〇	三、三〇〇	〇、九〇	三、七〇〇	〇、〇、八〇	〇〇、〇六
護衛驍騎校	〇、六二〇	—	一〇	—	〇、〇〇〇	三、三〇〇	〇、九〇	三、七〇〇	〇、〇、八〇	〇〇、〇六
内外蒙領催披	〇、三九〇	—	一〇	—	一〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、三〇〇	〇、一〇〇	〇、〇、〇〇	〇〇、〇三
通湯羊臺吉塔	一、五五〇	—	二〇	—	〇、〇〇〇	一、三〇〇	〇、九〇	三、七〇〇	〇、〇、五〇	二、一〇
布囊										

備考 米石の換算は財政部の釐定により每石四元二角替とす。

年班、歲貢の往復は昔からの官道である殺虎口、張家口、古北口、獨右口、喜峰口に依り出入するのである。

十八、檢 丁

I 戸口調査 2 處分例

太宗朝の蒙古旗編制以來、檢丁事務は嚴密に取扱はれたのであつて、王公以下什長に至る迄、違反者は處罰せらるゝ事になつて居た。戸口調査は一の制度として會典に定められたので、始めて之れが制度を立てられたのは

順治四年で康熙十三年之を補修し、以て歷代共に之に據らしめた。

檢丁は勅命により三年毎に一度之を行ひ、男丁は滿十八歳より六十歳迄の者を、咸簿冊に記入して札薩克より蒙藏院に送り、院より以上聞に達するのである。老疾者は除名するも隱匿する者は之を罪せらる。前記の如く三丁の中より一名を抽き現役兵に充て、二丁は豫備兵として家に留まり、非常變事に際し徵集せらるゝのである。壯丁にして本業を務めず、私に喇嘛に投じて徒弟となり、或は祈禱者(薩滿教徒であらう)となる者は罰せらる。婦女は祈禱者の妻となるを得ず、及び年老殘疾者に非ざれば尼となるを得ず。相續者の乏しき者は明に佐領に告げ、族内より繼嗣者を選び、族内に人無ければ方さに異姓を養ふを乞ふを准し、私に自ら繼立するを得ず。絶家の家産は札薩克に聽し、公用に充てしむるのである。

凡そ族長は毎族各々一人を設け、行誼能く事に任ずる者を選んで爲し、臺吉以下不率の者は即ち擧げて以て上司に告ぐるのである。十家の長は什長であるが、其の部内の戸口調査は誠實を以て之に當らねばならぬのであつて、過功を問責せらるゝのである。又什長を設けざる時は王以下處罰を議せらるゝのである。

檢丁の時、數目はすして後に至り判明するも、隱匿罪を以て論ぜらるゝのであつて、隱丁して二三年後に至り自首すとも准されないものである(順治四年の制定)。十戸を隱匿したる者及び偽造したる者は、管旗の王、貝勒等各々罰俸三ヶ月、管旗章京、副章京は牲畜三、九罰、參領、佐領は同一、九罰、驍騎校は同一、九罰、什長は鞭八十に處し、密告者に賞與を與へるのである。若し什長を立てざる時は、該旗の札薩克、貝勒、貝子、公等は七馬の罰、臺吉は五馬の罰に處する定めであつたが、其後更に、札薩克、王、貝勒、貝子、公、臺吉等を各々

罰俸三ヶ月に處すと補足した。(康熙十三年)斯様に嚴重な方針で戸口を取扱つた。故に旗内では一人一戸たりとも隠匿する事が出来ない様になつて居たのである。王公等の權勢者でも一戸一名たりとも私に處分は出来ないであつた。耕作又は貿易の爲寄居した内地人の調査も嚴重であつて、所在部長は行跡の確實な者を察明して印票を給與し安置せしむるも、疑はしい者は民事專理の官員に引渡して郷長、總甲、牌頭等から證明書類を取り會同察明したのである。

王公等の如き貴族でも部内の戸口を、漫に自分等の隨丁となす事も出来ないであつて、制度の上に凡そ力役者の數を定めて、親王六〇名、郡王五〇、貝勒四十、貝子三五、公三〇、一等臺吉一五、二等臺吉一〇、三等臺吉八、四等臺吉四、固倫額駙四〇、和碩額駙三〇、多羅額駙二〇、都統四、副都統二、參領、佐領各々一と隨丁の數を所屬人丁内より選擇するのである。また募守りも親王は十戸、郡王八戸、固倫公主は郡王と同じく、貝勒、貝子は各々六戸、和碩公主、郡主は貝勒と同じく、公は四戸と定められてあつて、一戸一口たりとも明かになつて居ないものはなかつたのである。

戸口も壯丁の員數も明細であつて、生兒は直に什長に届け、什長より佐領處に申告し、簿冊に記入し、一見取扱ひ易い様にしてあつたのであつて、双兒、三兒を生んだ者に特別の賞恤を給し、人口の殖えるのを奨勵すると同時に、隠匿するのを防がんとしたのである。蒙古の地は南でも北でも概して一般に寒暑の度が甚だしい爲と、攝生手當の不關心なる爲と、男子と同様に婦人の勞役が甚しいとに因り、思つたより人口が増殖せぬ様である。昔時より漸次人口が減退して居るものと蒙古研究者が一般に觀察して居るのは事實である。旅行して見ても一戸

五、七人以上の家族に多く出會はないのである。

清朝は順治朝から康熙朝に至り外蒙全部を收服したが、其の時代に於ける蒙古の戸口も大なる數ではなかつた。雍正を経て乾隆朝に至り三十五年に杜爾圖特全部を收めてから、清朝は蒙古の全土を悉く領有したのであつて、この時代には戸口も壯丁の數も共に多かつたのである。會典に據り佐領の數と兵丁の數を見るに左の如くである。

内蒙 古	佐 領 數(一佐領は一五〇名)	壯 丁 數
一四六四		二一九、六〇〇名
内 譯		
哲 里 木 盟		三五、一〇〇
卓 索 圖 盟		四八、三〇〇
明 烏 達 盟		四四、七〇〇
錫 林 格 爾 盟		一六、九五〇
伊 克 明 安 旗		三〇〇
烏 蘭 察 布 盟		七、八〇〇
伊 克 明 盟		四一、一〇〇
察 哈 爾		一八、八〇〇
歸 化 城 土 默 特		七、三五〇

支那の制度より見たる蒙古

支那の制度より見たる蒙古
外蒙古

内譯

一七九

二五、八五〇

車臣汗部

四八、半

七、二七五

土謝圖汗部

六六

九、九〇〇

賽因諾顏部

四〇

六、〇〇〇

札薩克圖汗部

二四、半

三、六七五

科布多

三七

五、五五〇

内譯

杜爾伯特左翼

二二

三、一五〇

同右翼

一六

二、四〇〇

伊犁(舊杜爾伯特)

七六

一一、四〇〇

内譯

南路旗

五四

八、一〇〇

塔爾巴哈臺(同上)

十四

二、一〇〇

内譯

北路旗

四

六〇〇

右旗

六

九〇〇

左旗

四

六〇〇

阿爾泰

十五

二、二五〇

内譯

新杜爾伯特

右旗

一

一五〇

左旗

二

三〇〇

新和碩特

一

一五〇

支那の制度より見たる蒙古

支那の制度より見たる蒙古

阿爾泰烏梁海	七	一、〇五〇
阿爾泰諾爾烏梁海	四	六〇〇
唐努烏梁海	四六	六、九〇〇
青海蒙古	一〇六、半	一五、九七五

内譯

青海和碩特部	八六	一二、九〇〇
同 綽羅斯部	六、半	九七五
同 杜爾扈特部	十二	一、八〇〇
同 輝特部	一	一五〇
同 喀爾喀部	一	一五〇
四套蒙古	九	一、三五〇
計	一九四六佐領半	二九〇、九七五名

備考 民國に至り伊克明安旗は新に二佐領を編制して一旗となり、卓索圖盟土默特左翼附の喀爾喀旗は二佐領を編制して一旗となり、敖漢旗は一旗五十五佐領を二旗に分けしのみにて佐領數に變更なし。

上記の如く約三十萬の兵員を繰り出し得る組織となつて居たのであつて、亦全人口を約三百萬乃至四百萬と號

稱したのである。壯丁數は佐領數から、割り出したのであるから、間違ひない定數であるが、全數に至つては、何を標準として計算したか解釋に苦しむ處である。所謂號して十萬と稱すの支那式であらう。清朝に屬してからの蒙古に於て、三百萬乃至四百萬といふ口數を、如何しても見出す事は出来ないのである。

乾隆、嘉慶時代は綱紀緊張し、制度は嚴格に實行されたのであるが、道光、咸豐、同治、光緒と追々に弛みが出て、佐領の既定數も檢丁も戸口調査も完全で無く、當時の制度は一片の白紙に過ぎぬのである。民國に至つてももと通りで緊張振りを示して居らぬ。蒙古の人口幾何あるかは一寸計算し兼ねるのであるが、筆者は蒙古の全人口を二百萬處か、百五十萬も覺束かないと見て居る。筆者は左の如く計算した。

一、内 蒙古	八七八、四〇〇人
一、外 蒙古	八九、五〇〇人
一、科 布 多	一二、五〇〇人
(杜爾伯特、札哈沁、明噶特、額魯特)	
一、唐努烏梁海	二七、〇〇〇人
一、阿 爾 泰	七、五〇〇人
(新杜爾扈特、新和碩特、阿爾泰烏梁海、阿爾泰諾爾烏梁海)	
一、塔爾巴哈臺(舊杜爾扈特)	七、〇〇〇人
一、伊 犁(同上)	三八、〇〇〇人

支那の制度より見たる蒙古

支那の制度より見たる蒙古

二〇六

一、青海 蒙古	五三、〇五〇人
一、四套 蒙古	四、五〇〇人
計	一、二二六、四五〇人

(此の数は多少の増減はあつても、幾何の差も無い者と思はれる。如何に増率しても百五〇萬は確に無
しと思ふ。)

上記の如く筆者は計算したのであるが、参考の爲露國人バトルスキー著書(一八八九年出版)に記載せられたる
表を左に記す。

一、内 蒙 古	百萬
一、外 蒙 古	五十萬
一、科布多地方 合計	約二十八萬(其内十五萬はカルマツク、杜爾扈特、杜爾伯特、タランチン人、六 萬はキルギス人、六萬五千は阿爾泰烏梁海人)
一、唐努烏梁海	四萬五千人

別種の土耳其族である回教徒のタランチン及びキルギス種族を加へてあるが、只科布多地方の一般住民と云ふ
意味で挙げたのであらう。又北部蒙古五十萬と數へてあるが、何を標準とした數であらうか。或は居住滿漢人の
總てを合した數であらうか。それにしても餘り多い様に思はれる。又青海蒙古の數を舉げて居ないが如何したの
であらう。露西亞人の著書中で同氏のあげた人口數が最も近く真相に觸れて居る様であるから、参考迄に舉

げたのである。

十九、備荒、公有財産

1 儲存穀制 2 沒收物の處分例

順治年間、荒歉に備ふる爲儲存穀の制度を立て之を施行した。此の時蒙古に於ける清朝の支配力は内蒙だけで
あつたから其の施行區域は内蒙の東三盟に止まつたのである。即ち(1)哲里木、(2)昭烏達、(3)卓索圖の三盟
であつた。

(1) 科爾沁右翼中旗 存穀一萬二千四百〇八石四斗、同右翼前旗 同三千八百四石五斗、同右翼後旗 同十四 石三斗	
科爾沁左翼中旗 存穀一萬八千四百六十五石、同左翼前旗 同二千三百〇二石六斗、同左翼後旗 同一萬八 千三百七十二石七斗	
札爾特旗 存穀一萬〇七百八十六石五斗、杜爾伯特旗 同一萬三千〇九十五石四斗、郭爾羅斯前旗 同一萬 八千一百八十八石九斗、同後旗 同九千一百五十七石	
(2) 敖漢旗 存穀二萬一千三百四十四石二斗、奈曼旗 同一萬八千三百七十石一斗、巴林左翼旗 同二千八 百十五石七斗、同右翼旗 同一萬〇三百八十五石八斗、札騰特左翼旗 同一萬一百五十三石、同右翼 同九	

支那の制度より見たる蒙古

二〇七

千三百三十五石六斗、阿噶科爾沁旗 同一萬七千五百四十二石一斗、翁牛特左翼旗 同一萬〇三百八十五石八斗、同右翼旗 同一萬九千七百九十九石六斗、克什克騰旗 同千〇三十六石七斗、(喀爾喀左翼旗は存穀なし)
 (3) 喀喇沁右翼旗 存穀四萬四千八百二十一石四斗、同中旗 同四萬九千六百五十七石三斗、同左翼旗 同二萬二千二百二十九石六斗、土默特左翼 同六萬三千九百十二石三斗、同右翼旗 同七萬四千五百十六石七斗
 備荒の爲儲穀制度を蒙古地方に施行したのであるが、地方に災荒旱魃等ありて旗民等が窮苦する時は、該長官の申告により部より官吏を派して實地踏査をなし、被害程度の大小輕重を具奏し、勅命を蒙りて最寄の倉廩を開き振撫を加へ、減穀せる備存庫は又直ちに補充して額定穀は何時でも現存して居る様になつて居たのである。又凶歉等に備ふる許りでなく、非常事變に際し動員等の糧食に用ふる準備ともなつて居たのである。然るに清朝の末路と共に、此制度も紊だれて民國後に至つては一片の空文となり畢つたのである。

又旗に公有財産とも云ふ可きものがある。それは例へば旗内で絶家した者の財産、或は犯罪によりて沒收せられた家畜、處罰により徴收したる家畜等は、之を旗の公有物として旗に保存し、盟長若くは當札薩克等が之を管理し、旗内の民人に賞與す可き事等に用ひ、或は旗の公共事業に充て、又は困苦缺乏の者に夫々分與して振恤に充てる等するのである。而して管理者は決して之を濫用する事が出来ない制度となつて居つて、毎年其の收入と支出を明細にして部に報告するのであつた。然に矢張り綱紀の弛みと共に缺陷を來したのであつて、現在では存穀例と同じく、一の空文となつて居るのである。

二十、振恤、祭祀

外蒙の部族がガルトンに逐はれて蘇尼特界内に投じたのを、康熙帝が振恤して十年間も養つた事と、乾隆帝が伊犁に投入した杜爾扈特蒙古の部衆に食料、被服、天幕を給與して働はつた事は特別の出来事であつた。この珍客の入來は清朝としても亦不時の收穫であつて、十萬や二十萬の餉銀費消は廉價な代償であつたと云はなければならぬ。清朝が蒙古を收服して振恤をなした中で、之等は其尤なるものであつた。

清朝が蒙古に振恤を施す事は殆んど恒例の如くに觀られて一の制度となつた。これは懷柔策から割出された事ではあるが、善事には相違ない。

雍正元年の上諭に郭爾羅斯旗食乏し、伯都訥に食糧頗る多し。即ち此の米を持つて散振すべし。但並に産業無し。何を以て生活をせんや。科爾沁一旗は他の蒙古と同じからずして世々國戚となり、恪恭巽順、今に百餘年を経たり。今聞く伊の屬下人食に乏し。朕が心軫憫す。著して帑銀三萬兩を齎らし往いて賑はしむ云々。再び同旗下が實に窮苦の狀況にありて並に生餘の人無きを以て、戸口を按じ乳牛と羊を給與して振恤した例があり、乾隆五十六年、理藩部普福の奏に蘇尼特旗連年早にかかり、恩を蒙り振濟せしより以來、並に雨澤を獲て牲畜肥臙し、即ち野外の楚拉啓勒(一名を沙蓬米と稱し、蒙古の沙地に生じ、荒年に採つて以て食に充つるものである)も亦滋生甚だ多く、頗る口食を滋やす云々とあつて、其の例は一、二に止まらぬのであるが、歴代の政府は蒙古

の凶歉に遭へば必ず斯くの如く振濟して居たのであつた。

地方に災害があり、人民困苦の時は政府が振恤の方法を執るばかりでなく、各札薩克或は富豪の者、資力ある喇嘛等は共同に之を公助したのであるが、制度の弛廢と共に民國に至り、地方の災害ある毎に、蒙藏院より一々大總統に申請して、現銀制度で以て振濟を行ふ様になつた。民國の國庫は随分缺乏勝であるが、成立早々少なからぬ金錢を支出した様である。

民國政府成立前後の痛手は外蒙の獨立であつて、地續きの近邊に騷擾があつた事から起る被害の狀況も痛手であつた。蒙藏院の請願を看過する事は出来ないので、支出した金額の多きは十萬元から數千元、數千元から千円に至つたのである。或は特別救助方法として房舍、米麵迄給與して賑濟したのである。其他喇嘛廟の燒却されしものに二萬銀、一萬銀、五千銀、三千銀と被害程度に應じて給與したのであつた。元年から四年迄の間に之れだけの支出をしたのである。

又、巴布札布の騷擾に因り、東蒙の被害地に丹巴達爾濟を宣撫使となし、狀況調査の結果左の大總統令（六年二月四日）を發して賑濟して居る。

東蒙宣撫使丹巴達爾濟の報告に據れば、哲里木盟の達爾罕、圖什業圖の兩旗、昭烏達盟の札噶特左右、巴林左右、阿魯科爾沁、克什克の六旗は遂に匪擾に遭ひ禍を被むる事甚だ烈しとあり。又察哈爾都統田中玉の電報に據れば錫林格爾盟の東西烏珠穆沁旗は匪に蹂躪せられて流離困苦せりとあり。蒙旗は近來屢々災害を被り窮苦堪へ難きに此度、巴匪の騷擾せる地方は哲盟の二旗、昭盟の六旗、錫盟の二旗に互り、地積廣くして受害益々

深く、饑困の狀況殊に惻惻するに堪えたり。財政部に命じ速かに一萬二千元を支出し、各地方官を経て各該盟旗に交付し、災區の輕重を查明し其の程度に應じ賑恤せしむ云々。

民國に至つても蒙員にして其の職務上から公事に殉じたる者には、夫々院より呈請して賑恤を與へ以て優恤の旨を示して居る。

政府は又蒙旗優恤の意味から、蒙藏招待所なるものを新たに設けて、懷柔の旨を示した。即ち左の如き蒙藏事務局の呈請に基いたのであつて、二年一月二十日批准して居る。

前清蒙藏の王公官吏は年班或は公に因りて來京するに當り、言語通ぜず習俗互に異なるに因り、館商の家に投じて代りて承辦せしむるに、一次の索費或は百を以て計り或は萬を以て計り、其の慾望を充盈するに非ざれば即ち故に託して延擱す。其他喇嘛の度牒、漢商の商票の如きは、事に一定の規なく、動もすれば百倍の費にありたるあり、其の館商に投住せざるものは、即ち通事ありて出で、負縁勾串し、明索暗蔽する事故業の如く、牢として破るべからず。遂に外藩をして足を裏み、視て畏途となさしむ。今大總統の訓令、蒙藏局の革新ありと雖も、蒙藏から來る人は、尙ほ館商通事等の輩を覓むる事を恐る。竊に以爲ふに、墜遏の弊を掃除し、待遇の禮を優加するには、宜しく速かに蒙藏招待所一所を籌設すべし。其の辦法は内を蒙藏の兩處に分ち、每處を三等に分ち、最優等に王公活佛を居らしめ、優等に官員を居らしめ、上等に吏役を居らしめ、蒙藏の語言に精通する招待員數名を任命して、専ら其の事を司らしめ、起居飲食にただ便に之れ適せしむべし云々。

清朝の制度では、王、貝勒、貝子、公及び福晉、夫人等が病により逝去せし時は夫々專員を欽派し、又は近き

處より員を派し、賻を齎らし吊はしむる例であつて、祭文の有無及び供物たる牛犢羊酒は、均しく其の爵秩を以て等差を定むるのである。民國に至つても致祭、祭文、供物は尙舊例に依る、但專使は沿邊長官より最寄りの員を派し、且賻銀を加給する事とした。年俸額を按じて賻銀の標準としたのである。福晋、夫人は凡て其の本夫又は其の子の年俸額に照して賻を給するのである。在京者は財政部より發給し、蒙旗に在るものは沿邊長官より最寄り指撥して周折を免かれ、體恤を示すのである。呼圖克圖喇嘛も亦、間々致祭さるゝ者あるも自ら特賞に出るのである。(滿洲朝の親王、親王の世子、郡王、郡王の長子の正室を福晋と稱し、其の以下輔國將軍の正室に至るまでを夫人と稱すのであつて、もと宗室女眷の封號であるが、蒙古王も亦其の爵秩に準じて呼稱する事を得たのである)。

之等は通例の致祭であるが、清朝は乾隆十五年に逝去せし賽因諾顏部の有名なる超勇親王に、襄なる盜賊を定め、詔を以て太廟に配享し、賢良祠に崇祠して居る。斯の如きは異數の例であるが、生前克く忠誠を致したとの理由からであつて、清朝は頗る體恤の意を示して、蒙古を懷柔したものと謂はねばならぬ。

清朝は又蒙古の名山大河に祭祀を致して居る。肯特山、阿爾泰、塔爾巴哈臺、天山、額爾濟斯河等が其れである。蒙古を懷柔する意味からであらう。

清初、明の舊例に因り元の太祖、世祖の靈を北京德勝門外に遙祭し、後、清河の北に移した。其後鄂爾多斯旗内にある成吉思汗の墓陵に、賢能の札薩克一人を擧げて祭祀せしむる勅許を得て、理藩院則例に規定し例となつたが、民國に至り四年四月大總統の命により、舊例通りに祭祀する事となつて居るのである。舊例では肯特山の

春秋香帛は太常寺に登録されて居るのであるが、今は如何なつて居るか聞く事を得ないが、英雄の骨は朽ちたりと雖も、國家から祭幣を受けて居るのである。靈あらば當さに瞑すべしである。(備考、墓陵の所在に就ては議論紛々とし、鄂爾多斯説と肯特説の二論あり。私は肯特説を主張するが、茲に論議す可きものでもないから省略する)。

二十一、賦税、嫁娶の聘定

蒙古人は中央政府から何一つ徭賦の制を課せられて居ない。旗の支配者たる札薩克王公臺吉等が屬下人より、徭賦を徴收して居るのである。乾隆四十八年の上諭に内外札薩克は皆屬下人の供應によつて生活を爲して居るのである。若し彼等の供應がなければ一日も過す事は出来ないのである。然し王公臺吉等が例外の徴收をなし不法の勒索を爲す者があれば、告發を待つて必ず徴治すべし云々とある如く、賦税なるものは旗内の貴族等と屬下人間の遣り取りに過ぬのであつて、頗る簡單明瞭である。また税率も極めて單純なものである。

徭賦の制は順治年間の定めであつて、歴代之に據り嘉慶會典に左の様に載せてある。

乳牛五以上ある者は羊一、二十羊以上は羊一、四十羊以上は羊二、一牛ある者は米六鍋、二牛は米一鍋、羊群ある者は氈丁を納れ、進貢、會盟、移營、嫁娶等に所屬百家以上あれば十家内より一車一牛一馬を取る、三乳牛以上は奶子(乳)一肚、五乳牛以上は奶子酒一瓶、百牛以上は氈一枚を納るゝのである。

斯くの如く定まつて之れ以上取る事は出来ないのである。若し支配者の權力を以て無法の徴發をなす時は、必

す處罰せらるのである。民國に至つても矢張り此の規定に據つて居るのである。王公臺吉等は屬下人より徭賦を徴収するが、政府に對して年貢を納れるのみである。

光緒の末年から牧地は開放せられて、耕作者たる滿漢人から租を徴収したが、民國に至つて其の幾分かを公費として所在官衙に納れる様になつたのである。

婚姻する時、嫁娶の聘物は馬二、牛二、羊二十を以て率となし、少なきものは聽許せらるゝも、多きものは罰せらるゝのである。聘定後、婿の身故かりし時は全部を還し、女の身故かりし時は半を還すのである。王以下婚するを悔いて奪娶する者は罰例に照らして處断せらる。

二十二、刑 罰

清朝の制度では蒙古の獄訟は各々札薩克が裁判するのであつて、初審裁判とも云ふ可きものである。決せざれば即ち盟長に報じて公同審判するのである。或は札薩克の判決を不公平なりとする原被兩造は、盟長に赴き呈訴し、又決せざれば即ち全案を以て詳かに理藩院に送るのである。札薩克及び盟長の判決に不服の者は、自ら理藩院に赴き呈訴するを准し、飽く迄公平を保たしむるのである。

康熙年間以來、内蒙古の各地に理藩院より司官を派して駐在せしめて居るので、獄訟は司官に因り、札薩克を會同せしめ審断せしめたのである。内屬蒙古(察哈爾、歸化城土默特)は即ち駐防大臣之を聽いたのである。

蒙古人と内地人との間の訴訟は、即ち内地々方官と札薩克とが會同判断するのである。漢人の蒙古の地に於ける犯罪は刑部律に依り、蒙古人の内地に於ける犯罪は蒙古律に依るのである。即ち蒙古人には別個の蒙古律例があつて内地人と異つて居るのであるが、其の精神は十惡を基礎として居る。刑罰に至つても五刑を課して居るが、蒙古の土俗を酌定して刑制を設けたのである。

會典に據り之を見るに罰(牲罰)に十二等、徒流刑に三等、死刑に四等あり。

牲罰(家畜を課す)、一牲を一等となし三歳牛一或は二歳牛一、五牲を二等となし犏牛(牡牛)、乳牛、二歳牛各々一、三歳牛二、七牲を三等となし犏牛、乳牛二歳牛各々二、三歳牛一、九牲を四等となし、七牲に二馬を加ふ。二九を五等となし、三九を六等となし、四九を七等となし、五九を八等となし、六九を九等となし、七九を十等となし、八九を十一等となし、九九を十二等となす。

罰馬は五馬を以て一等となし、七馬を二等となし、十馬を三等となし、二十馬を四等となし、等を上して、百馬に至り、十二等となす。若し牲馬數に足らざれば即ち鞭を以て之に代ふるも百を逾えず。既に鞭ち終れば又其の旗内の官員をして誓を設けしむ。犯罪者が隠匿して眞に牲馬なしと言ひ、後發覺せば即ち誓を設けたる者も亦一九を罰せらる。(備考一九とは罰一牲畜に罰九牲畜を加算せるもの、三九とは三に九を加算せるものである)。

徒流刑、河南、山東に發遣するを一等となし、湖廣、福建、江西、浙江、江蘇を二等となし、雲南、貴州、廣東、廣西の極邊煙瘴地方を三等となす。

死刑、絞を以て一等となし、斬を二等となし、斬梟を三等となし、凌遲(解折)を四等となす。徒流刑は札薩克盟長自から專斷に行ふ能はずして、須く理藩院に報じて院と刑部との會同決定を候ふ。死刑は三法司の會同決定を待つて執行す。若し死刑の者が減等を受けし時は、附近の盟長に引き渡して旗内の効力ある臺吉に給して奴となさしむ。

王公以下の犯罪は罰俸は以て牲に代ふる事が出来るのである。

等級に四あり。罰三ヶ月を一等となし、六月を二等となし、九月を三等となし、一年を四等となす。

公罪に因り王、罰牲九九及び罰馬百、貝勒、貝子、公、七九及び同七〇、札薩克、臺吉、五九及び同五十は皆罰俸一年、王、罰牲五九及び罰馬四十、貝勒、貝子、公、四九及び同三十、札薩克、臺吉、三九及び同二十は皆罰俸九月、王、罰牲三九及び罰馬三十、貝勒、貝子、公、二九及び同二十、札薩札、臺吉、一九及び同十は皆罰俸六月、王、罰牲一九及び罰馬十、貝勒、貝子、公一七及び同七、札薩克、臺吉、一五及び同五は皆罰俸三月にあたる。若し私罪を犯し及び犯す處公なるも、秩あつて無俸の者は尙本法に依るのである。

凡そ重囚にて科爾沁、札賴特、杜爾伯特、郭爾羅斯、敖漢、奈曼、札噶特、喀爾喀左翼、土默特、喀喇沁旗等ものは、八溝理事同知に送り、翁牛特、巴林、阿魯科爾沁、克什克騰、烏珠穆沁、阿巴亥、阿巴哈那爾、蘇尼特及び外蒙の土車兩汗部、西套額魯特旗等のもは多倫諾爾理事同知に送り、歸化城土默特、四子部落、喀爾喀右翼、烏刺志、茂明安、鄂爾多斯及び外蒙の賽札兩部のもは、歸化城理事同知に送り監禁せしめたのである。光緒三十一年、理藩院が蒙古統治方針の奏議をなせし後、庫倫始め各旗に形式だけの糧倉を設備した處もあつ

て、總べて犯罪人は舊例の監禁地に送る事を止めたのである。民國になつてから改善したかどうか聞かない。筆者は二、三ヶ處の糧倉を目撃した事があるが兎に角設備はしてあつた。

民國に至つても蒙古律は舊例通りであるが、改正といふ事は難事であらう。新式の裁判所を設け、新しい法の心得ある判事を任命して獄訟を斷じたところが徒勞であらう。又法律家が頭を痛める程の難件も起らぬであらう。

二十三、喇嘛教

(一)起原

西曆七世紀の間に西藏國王スロンツアンカンボ(舊唐書吐蕃傳の棄宗弄讚、蒙古源流の蘇隆贊堪布)といふ人が、印度から波羅門の經典を取入れて佛教を弘めたのがラマ教であつて、夫が西藏の國教となつたのである。唵(おん)嘛尼鉢特迷(めい)と唱ふる六字の呪文を非常に有難い眞言として居る宗派である。蒙古人は日夜此の呪文を口癖の様に唱へて居るのである。此の王は唐太宗時代に文成公主の降嫁があつたので有名であり、且つ西藏文字を創作し、文典を編成し、數種の經典等を翻譯したので、吐蕃種族の王としては殊に有名であつた。

(2) 元朝に入る

ラマ教はフビライ汗が帝位に即いてから支那に傳はつた。時に西暦十三世紀末である。ラマ教の高僧八思巴はフビライ汗の招請に因り、多くの弟子を率ゐて西藏から遙々と帝の居城たるケンピリツク(今の北京)に駐錫して帝師と仰がれ、宮中に出入して信望を得た。八思巴は帝の命により蒙古新字を製した人で、朝廷の威力を負ふて支那内地の佛教を壓迫した。帝初め之を信じたのみならず、歴代の朝廷は心酔歸依したのである。ラマ僧は日夜幾百と無く宮中深く出入して、バクシ(蒙古語で宗教上の教師)と尊称せられ絶對の保護を受けた。彼等の専横なる舉動は増長し、毎歲種々の佛事祈禱に名を籍り布施を要求する事は莫大なるものがあつた。また人民に對しても同様な手段をとつて怨みを買つて居た。ラマ教を云爲しラマ僧を彼此罵る者は處罰したのであるから殊に怨みを深めた。ラマ教は元朝滅亡の一因を成したと云ふ程その勢力は大であつた。

(3) 蒙古に入る

元朝滅び支那のラマ教も亦滅んだのであるが、これは支那内地からの退却に過ぎないので、直ちに蒙古族の郷土に於て旗擧げしたものと思はれるが、蒙古に布教されたのは餘程の年代を経て第十六世紀の半ば過ぎの様である。

元朝時代のラマ教は要するに貴族長にのみ行はれた様であつて、一般の蒙古人はラマ教に入らずして從來の土俗教とも云ふ可き、字(蒙古語であつて祈禱を主とするもの)即ち薩滿教に歸依して居たものと思はれる。併し蒙

古游牧記(賽因諾顏部)に初め喀爾喀に所謂紅教なる者ありて黃教と争ふ。圖蒙月、黃教を尊び之が護持をなす。唐古特の達賴喇嘛之を賢なりとし、賽因諾顏號を授く云々の文あり。之によると土謝圖汗部にラマ教が傳はつて居た様に思はれるが、これは事實ではあらうけれ共微々たる者であつたと想像せられる。

外蒙に於いてラマ教を護持し寺廟を建立したのは、土謝圖汗部の族長阿巴岱汗(圖蒙月の長兄)であつて、一五八七年(明の萬曆十五年)之が開堂式を盛大に行つた。現存の額爾德尼昭(寺名)が其で、蒙古の太宗が築城し、和林の古城址に建てたのである。此が外蒙に於ける最古の巨刹で又外蒙に於ける最初の布教根據地であつた。

阿巴岱兄弟のマラ教弘布に對しての功績は没す可からざるものであるが、十七世末、同族のウンドルゲン汗と稱した第一世哲布尊丹巴が康熙帝と肝膽相照らした結果、ラマ教をして盛んならしめた功勞はより以上に大なるものであらう。

蒙古源流及び他の記録によると、内蒙は外蒙より一步早く、鄂爾多斯方面から歸化城、察哈爾地方にラマ教が行はれて居た様である。明の隆慶末年(一五七二年)から萬曆年間に入つて歸化城の俺答汗がハラ、チベットと稱する西藏の或一地方に遠征した時、佛像經典を得、僧を連れて來た様であつて、歸化城にラマ廟を建て又青海に仰華寺を建て、第三世の達賴喇嘛鎖南嘉穆錯を迎へ、大に喇嘛教に歸依してから内蒙地方に流行する様になつた。實に俺答汗の力であつたのである。之と前後して察哈爾地方にも行はれた様で、同地方の支配者札薩克圖汗即ち圖們臺吉は噶爾瑪喇嘛の導師でラマ教に歸依した様である。孰れにしても蒙古の地に入つたのは、第十六世紀半前後と見て差支へないであらう。

ラマ教も歲月を経るに従て自然微を生じた。不心得の僧徒が益々跋扈する様になつて、僧道違反の者が續出し、中には火を吐き劍を呑む真似をして、手品師の様な早業で衆人を誑らかす迄に墮落したのであつた。そこで宗教革命が起つた。之を主導し遂行した僧は彼の有名なる宗喀巴であつて、所謂俗に黄教派と稱したのが夫れである。之より黄教紅教の二派に分れたのである。

宗喀巴は明の永樂十五年青海に生まれ、幼にして西寧の甘丹寺に入り剃髮し、後西藏に入り教義を研修し、傍ら僧道の腐敗を目撃して還り革命を遂行したのである。

舊派は凡て紅衣紅帽を着くるか故に通稱して紅教といふ。西藏語のサクヤ派である。サクヤはまたサスシア(薩斯蝦)ともいふ。

新派は凡て黄衣黄帽をつけて居る。舊派に對して標識を殊更に新たに於て面目を更めたのである。藏語のゲルグバ派である。

ツニバカの革命以來、黄教派に改宗した處尠からずして蒙藏を通じ全盛を致した。現在も其の通りである。今現に紅衣紅帽の僧を蒙古地方に見るも、彼等は無意識に裝つて居るのであつて、全蒙古を通じて紅教派はない。蒙藏を通じて凡て黄教派であるが、其の中に青海の察罕諾們罕が唯一の紅教派である。

ツンカバに二大弟子あり。一を達賴喇嘛、一を班禪喇嘛といふ。共に西藏にありて政教兩權の支配者である。また第巴と稱する一職ありて政權にたづさはらず、只行政事務にのみ管掌して居るが、達賴喇嘛の命に依つて居るのである。

達賴ラマは觀音菩薩の化身と稱し前藏の布達拉山に定住す。

班禪ラマは金剛菩薩の化身と稱し後藏の札什倫布に定住す。

哲布尊丹巴喇嘛は第一世より凡て外蒙古の庫倫に定住し、全蒙の政權を支配して居る。併し哲布尊丹巴の法號は達賴ラマにより授けらるゝのである。

ラマといふ名稱は西藏語であつて、經典から出た神聖の語で無上といふ意義であると云ふ。故に最高の僧に於て始めて用ひらるゝのであるが、因習の久しき遂に僧侶の普通名となつた。蒙古語では一般にシアビを適用するのであるが、ラマなる語が通り名となつたのである。

ラマ教徒の中には天文、星占、祈禱、醫者、佛工等があつて、大抵のものは一通り佛はつて居る。多倫諾爾、五臺山等のラマ僧は佛像、佛畫、佛具等を盛んに製作して居る。

(4) 西比利亞に入る

ブリヤード人は蒙古種族であるが、住地の關係から露西亞の國籍に入つて居り、多くは後貝加爾地方に住み、外蒙古とは地續きである。

此地にラマ教の入つたのは十七世紀末からの事の様であつて、十八世紀後半にはブリヤード人一般の宗教となつた。ラマ教の入る前は矢張りシアマン教を信じて居たのである。蒙古から續々とラマ僧が布教に出掛け、一七八五年(乾隆五十年)には既にセレンギンスクの東南、蒙古族に近いチコイといふ處に寺院が建てられたが、こ

れがブリヤードの地に出来た最初の寺である。露國も奇貨措く可しとなし、錫埒圖喇嘛(僧院長)を置き、堪布喇嘛(教長ともいふべき地位)を任命する様になつたのである。露國の態度が斯の如く保護的であつたから、追々ともマ僧が殖える様になり、信者も増加し、セレンギンスクの西北にあたるゲンゼ湖畔に一大寺院が出来た。其名をグツシノ、オセルスキ、ダツアンといふので、有名な寺院である。(ダツアンは西藏語で僧堂といふ意義である。蒙古ではあまりダツアンの名を聞かないが、ブリヤード地方に多く聞くのである)。其後十九世紀末にオノン河上流のツゴルスクの寺院に呼畢爾罕(轉生する高僧)が居る様になつて遠近からの渴仰を集めた相である。

ラマ教は又サバイカル州のブリヤード人許りでなく、イルクーツク地方のブリヤード及びトングス種族の間に迄布教せられて信者が出来る様になつたから、信徒の數も相當にあるであらう。

露國は随分ラマ教を利用したのであつて、一九一三年の蒙藏協約を訂結した有名なラマ僧ドルチェツフ(實名は薩蒙羅奔)はブリヤード人である。或は其後の外蒙獨立にブリヤード人のラマ教徒を庫倫に派遣遊説せしめた事は、蔽ふ可からざる事實で、凡て使喚したのである。

(5) 清朝に入る

ラマ教はブリヤード人間に入り、露國の歓迎を受け又利用せられたが、其前夙く清朝に入り頗る優遇されたのである。

ラマ教と清朝との結合因縁は清朝が未だ滿洲に在つた時であるから深い緣故と言はねばならぬ。

太祖の時、西藏の僧韓祿打兒罕(韓祿)が内蒙各部に布教し、察哈爾の衆と共に滿洲に至り、太祖の尊敬を受け、ラマ教を發揚したのが其の最初であつて、太宗の天聰八年、墨爾根喇嘛が護法喇嘛(護法)像を以て察哈爾から來歸せし時に、奉天城外に寶勝寺を建て、順治九年に達賴喇嘛は三千人の從者を率ゐて入京し、帝は南苑に親幸し達賴を延見して優待を與へられた。此の時に安定門外の普靜禪林に黃寺を建て、東黃寺と稱し、西苑に西黃寺を建て彼の駐錫地となしたのであつた。

寶勝寺は盛京通典にも載せてあるが、傳説にマハガラ佛像は元世祖の時、八思巴が千金を以て鑄造して五臺山に奉じ、後沙漠地帯に移され、沙爾巴胡圖克圖に依つて察哈爾に移され、更に墨爾根ラマに依り奉天に移された云々。

第一代哲布尊丹巴喇嘛は一に溫篤格根汗と稱されたが、彼の實名は羅布藏旺比札木薩と云つて土謝圖汗賽布多爾濟の子で即ち貴族出身である。此の時に當り西蒙のガル丹が外蒙に侵入したので、彼は部族を説き清朝に依らしめたのである。其の功勞は大なるものであるから康熙帝は彼を優遇された。夫れがラマ教弘布の大原因となつたのである。

北京に東西黃寺の出来たのが創まりで、康熙、雍正、乾隆の三朝を通じて勅建の巨刹が多倫諾爾、熱河庫倫地方に建てられた。内外蒙古を通じて到處に寺廟が建立せられたのは乾隆帝時代からであつて、帝は所思あつて之を奨励されたのである。各旗には寺廟と稱して必ず一寺あるを通則とし、佐領地にも必ず一字あるのが例となつた。一家に男子二人あれば必ず一人は僧となるのであつたから、寺廟の増設と共に僧の數も殖えたのである。朝

廷の方針が斯くの如くであるから、彼等も亦競争的に廟宇を建設し、僧籍に入るを喜んだのであつた。乾隆朝から嘉慶時代を通じてラマ教の全盛時代といふ事が出来るのである。道光年間に至つてはその奨励方針に稍々加減を加へた。慣例であつた哲布尊丹巴の入觀を拒絶し彼に對する待遇を抑制した。之より外蒙の感情に幾分の隔りを來したのであらう。

清朝はラマ教に對する制度を設け以て之を取扱つたのであつた。因つて會典に據り之を見るに大要左の如きものである。

凡そラマの道行高き者を胡圖克圖と曰ひ、轉世する者を胡畢爾汗と曰ひ、其の秩の貴き者を國師と曰ひ、禪師と曰ふ。次を札薩克大喇嘛、副札薩克大喇嘛、札薩克喇嘛と曰ふ。又次を大喇嘛、副喇嘛、間散喇嘛と曰ふ。上には印を給し餘には割付を給す。其徒に徳木齊、格思規、格隆、班第の差あり。陝西、甘肅、洮州岷州諸寺の住持番僧を都綱、僧綱、僧正と曰ひ各々割付を給す。戒規を守らざる者は論じて法の如くす。

京師(北京)の喇嘛班弟の總管札薩克大喇嘛一人、副札薩克大喇嘛一人、札薩克喇嘛四人、大喇嘛十八人、副喇嘛七人、間散喇嘛十人。

歸化城、札薩克大喇嘛一人、副札薩克大喇嘛一人、札薩克喇嘛六人。

倫諾爾、札薩克大喇嘛一人、大喇嘛二人、副喇嘛一人。

奉天、寶勝寺大喇嘛一人、永安寺大喇嘛一人、瑪哈喇嘛樓大喇嘛二人、東西南北の四塔大喇嘛各々一人、西塔圖庫倫(俗稱の小庫倫)、札薩克大喇嘛一人、札薩克喇嘛四人。

西安、廣仁寺、大喇嘛一人。

五臺山、札薩克喇嘛一人、射虎川臺麓寺、大喇嘛一人(五臺山札薩克喇嘛の管轄に屬す)。

科爾沁旗以下二十四部落、大喇嘛各々一人。

西寧、大喇嘛は察罕諾們汗一人。

松山、報恩寺、大喇嘛、達克隆胡圖克圖一人。

紅山堡、報恩寺、都綱一人。

河州、普廣寺、靈慶寺、弘化寺、都綱各々一人。

西寧、西那寺、塔爾寺、札薩克寺、元學寺、沙衡寺、仙密寺、佑寧寺、僧綱各々一人。

碾伯縣、瞿雲寺、弘通寺、羊爾貫寺、普化寺、僧綱各々一人。

大同衛、廣化寺、僧綱一人。

歸德所、二疊閣寺、僧綱一人。

洮州衛、禪定寺、國師一人、垂巴廟、瑪尼寺(著落族)僧綱各々一人、閻家寺、龍元寺、圓成寺、僧正各々一人、西藏達賴及班禪の兩喇嘛は、慶祝の禮といつて間歲一度、即ち丹舒克を致すを例とし、別に貢使を以て帕、珊瑚、琥珀、數珠、藏香、繒氈を買とす。貢使、歸國の時は勅を降して慰問し金幣を賜ふ。

哲布尊丹巴も丹舒克を致し、貢物(佛像、金經典、銀塔、五色帕等)を納る。貢使歸國の時は西藏の例の如し。上記の項目の中に就いて左に一寸の説明を加へて置く。

札薩克ラマとは蒙古旗の札薩克と同じく、一定の部内に於ける支配権を持つて居るのであつて、所謂政教兩權を握つて衆を處轄して居るのであつて、これを通稱して游牧喇嘛旗と云ふのである。全蒙古を通じて左記の如くある。

内蒙、錫埒圖庫倫札薩克喇嘛旗

外蒙、哲布尊丹巴胡圖克圖旗、額爾德尼班第達胡圖旗、札牙班第達胡圖克圖旗、青蘇珠克圖諾門罕旗、那魯班禪胡圖克圖旗

青海蒙古、察汗諾門罕旗

其の衆を蒙古語で沙畢那爾シャビナールと曰ひ、僧徒の意義であるが、廣く門徒の意味にも用ひられる。庫倫には哲布尊丹巴旗の沙畢那爾を支配して居る商卓特巴衙門シャウチュウツクパヤと稱するものがある。

胡圖克圖とは西藏語で再來の人と云ふ義で、意譯の治佛が夫れである。呼畢爾罕とは化身の意義である。ラマ教義では必ず轉世す可きものであるといふ信念のあるのは此のホビルハヌの意義からである。宗喀巴の死せんとするや達賴、班禪の兩弟子に遺言し、更にホビルハヌを以て轉世し教義を弘布する事を以てした。此の遺言から胡圖克圖の稱號を有する者は、永久に死する者に非ずと信するに至つたのである。これを見ても胡圖克圖が如何に尊い稱號であるかが判る。

胡圖克圖の寂滅する時は死と同時に、生誕せる小兒を各地に搜し、靈異ある者を胡圖克圖の化身とするのである。即ちホビルハヌの鑑定といふのが夫れであつて、種々の弊害と紛議が起つたのである。其の鑑定法は指定

した小兒の名を牙籤に記し、かねて設備した金製の本巴ほんぱ(瓶)に投入するのである。西藏及び青海地方ならば西藏の布達拉廟内に一瓶、其他の蒙古地方ならば北京の雍和宮内に一瓶備へてある。抽籤する時は北京ならば章嘉胡圖克圖立會の上理藩部大臣、西藏ならば駐藏大臣之を掣出するのであつて、掣定したホビルハヌは六歳より經を學び、七歳にて小戒を受け十六歳にして復古戒を受け其の位置に就くのである。屢々紛議が續出し其後

蒙古王公、札薩克等の子弟、達賴班禪の族中よりホビルハヌを出す事を禁ぜられた。會典に據ると蒙藏を通じて胡圖克圖の數が百五十八名の多き上つてゐる。胡圖克圖の駐錫して居る寺は清朝の待遇は勿論一般から渴仰を受けて、收入の上からも甚だ都合であるから、各旗では旗内からホビルハヌを出す様に競争を爲したのである。夫れが爲に理藩院の官吏に賄賂が行はれたりして、旗とラマ僧は少からぬ債を負ふたのである。旗民も亦冥加金とも云ふ可きものを餘儀なくされるが、一のホビルハヌを僥倖すれば、取り返しがつので、旗内上下擧つて興悦するのである。恰も賭をする様なものであつたのであらう。

會典にラマの秩次を定めし如く、之が任命に直接と間接との差がある。理藩院則例のラマ事例に載記せしものは、所謂官缺職任喇嘛で札薩克喇嘛、副札薩克達喇嘛は其中の最高者であるから、請旨簡放(勅任)の部に屬して居るのである。或は奏補(奏任)及び喇嘛印務處より任命(判任)の上形式的な報告を爲すに止まるのである。各旗の札薩クラマ、達賴ラマ以下のものは該長官之を行ひ理藩院に報告するのである。蒙藏を通じて清朝から最高の待遇を受くる者は達賴班禪の兩喇嘛で、これに次いで哲布尊丹巴喇嘛である。此の三人者が特別待遇を受けて、黃輿黃轎に乗り黃幕に住する事の特權まで得たのである。三人に次いで駐京の章嘉胡圖克圖は其の先に康熙帝時

代西藏より入朝したのであつて、第五世達頼の大弟子たる縁故から、歴代優遇を受けて居たのである。多倫諾爾の雍宗寺(康熙帝の建立)、善因寺(雍正帝の建立)は彼の爲めに出来たので、一に西蒙の治佛と渴仰せられたのである。

理藩院則例に蒙古の各旗内に於て五十間以上の廟宇を建立し、廟名の下付を請ふ時は、院より奏請して名號を下賜すと記載せし如く、清朝は寺廟建立をなかく奨励したのである。寺が出来れば僧が必要となる。こんな調子で寺と僧侶が到處澤山に出来たのである。旗は無意識に釣込まれたのであつて、夫れ丈け旗が苦しんだ譯である。蒙古の地に旗債、民債、僧債と區別が出来程、種々の債名が見える様であるが、換言すれば大概は喇嘛中毒である。清朝は何故に素朴な蒙古民を騙つて喇嘛病の慢性的中毒に陥らしめたのであらうか。

各旗の寺廟は該旗の經費自辨であるから、廟宇の多いだけ旗の負擔が一層重くなつて居たのである。之に反して北京、熱河等四十廟の定額ラマの錢糧は、總て北京政府の支出であつて、毎月北京の喇嘛印務處に於て正細表を作り、理藩院に報告するのである。寺廟の修繕費、撫恤費等臨時の支出を加へて負擔は輕からず、或はラマ等の貢品に金品を下賜し又典例の一となつた。喇嘛經班が全蒙から班次を分け、輪番で毎年來京した時には、滯京手當及び歸國旅費を下賜して懷柔の旨を示したので、北京政府の支出は相當に重いのであつた。

二十四、外蒙の新政府

外蒙は民力、財力、武力ともに微なるにも拘らず、奮然起つて新に政府を樹てたのである。塵埃に汚れ切つた古巢から一足飛びに新社會に乗り出した彼等の意氣は買つてやらなければならぬ。實に蒙古人のため萬丈の氣焰を吐いたものである。

元朝滅亡後、蒙古民族は南北に分れ北方に避けた一部族は自から哈爾哈と號して自治を爲して居た。噶爾丹の侵入に因つて康熙帝は勞せずして之を拾つたのである。若し此時代初代の哲布尊丹巴とガルトンが無かりせば如何なつたであらうか。或は露西亞に併呑されたかも知れないので、孰れにしても疑はしい運命を有して居たのであつた。

内蒙と異り外蒙は夙くから眼覺め、清朝と民國の交替期に先づ獨立宣言をして民國政府を狼狽せしめた。獨立を取消して自治政府を組織したのは恰克圖條約成立の千九百十五年(民國四年)である。西北籌邊使徐樹錚氏に依り自治を取消されて舊の如くになつたのは民國八年十一月である。

自治を取消したけれ共、夫れで治まつたのではなく、遂に民國九年夏頃から不安の状態となつて、翌年二月庫倫は陥落し、外蒙を通じて中央政府の權威は全く地を掃つたのである。之で支那政府は千九百十年以來、庫倫を再び蒙古人に取り返へされた譯である。

左に新政府の組織を概記する。

I ウンゲル、庫倫を取る

舊露の殘黨ウンゲルは所謂白衛軍なる千人足らずの小部隊を率ゐ、敖嫩河方面より庫倫目指して侵入し、一九二〇年冬頃から攻撃を開始した。蒙古人の内應が大いに與つて力あり、翌年二月三日庫倫は陥落し、都護使凍毅氏は西北軍旅團長褚其祥及び守備隊長高在田の殘卒と俱に直ちに恰克圖に遁逃した。支那は攻撃軍より倍以上の兵力を擁して居たのであるが、斯くて手軽く庫倫を見棄てたのである。

都護使の一行は恰克圖に駐る計畫であつたが、同處には一九一九以來、蒙古革命黨と稱する一團があつて勢力を張り、かねて勞農政府の援助を藉りつゝあつたから一行の駐在を許すどころか、直に兵力を以て之を境外に放逐した。斯う云ふ譯で民國政府の名譽は益々失墜したのである。

この革命黨は更に南下して庫倫に入り、不法亂暴の振舞を爲して嫌はれつゝあつた白衛軍を、追拂つたのである。斯うして庫倫と恰克圖は革命黨の手に占領せられ新政府が樹てられた。一九二一年の事であつて之が外蒙に於ける新政治の創始である。

2 蒙古革命政府

新政府は名付けて蒙古革命政府と稱した。勿論、哲布尊丹巴との妥協は成立したのであるが、新政府は更始一

新の機到れりと見て、舊來の施設を根本から悉く破壊したのである。故に舊王公札薩克及びブマ等との間に度々紛擾を生じ、その他内輪揉め、施設の變更増減、政府の改稱等雜多の事件が續出したが、此の政府が根本となつて遂に一九二四年五、六月の交に於て蒙古共和政府と改稱せられ、憲法も制定施行せられるに至つた。

3 蒙古共和政府と憲法

當初、哲布尊丹巴を奉職して君主制度と爲したが、それは僅の時日で且臨時の政策に過ぎなかつた。因つて之を取消し全然共和制に變更したのである。

内務、外交、司法、財政、陸軍の五部を設け以て國務院を組織し、國務總理を置き統率せしめたのである。各部に總長一人を置き、主事各々一人、秘書各々一人、書記若干名を任命し、課を分ち特に主持員を設け、以て專任之を主理せしむる官制と爲したのである。

憲法

第一章 勤勞國民の權利關係

第一條 蒙古を完全なる獨立の民主共和國とす。

第二條 蒙古共和國の目的は根本より封建的神權制度を剷除し民主共和政體の基礎を鞏固にするにあり。

第三條 蒙古共和國內の土地、礦産、山林、湖川及び之等に類似せる一切の天然財源は等しく公共の所有とな

支那の制度より見たる蒙古

し之等物産の私有権を嚴禁す。

第四條 蒙古共和政府は一九二一年前に於いて外國と締結したる國際條約及び義務條約並に強制的外債關係は等しく主權を害したるものと認め一律に廢棄を宣告す。

第五條 蒙古國民は政權を保持するため新に蒙古國民革命軍を編み武裝國民政策を實行す。並に一般の青年に對し必要なる軍事教育を施行す。

第六條 宗教及び寺院は國家との關係を脫離す。但人民の信教に自由權あるを承認す。並に此の意を以て全體の國民に宣告す。

第七條 蒙古共和國は人民の言論自由權を尊重する爲に出版事業を組織し以て人民の智育を開發す。

第八條 蒙古共和國は人民の集會自治權を尊重する爲に適當の場所を開放し各種人民の會議場となす。

第九條 蒙古共和國は人民の結社自由權あるを承認す。且貧困の勤勞國民に與ふるに積極の援助を以てす。

第十條 蒙古共和國は貧困なる子弟及び一般國民をして知識を求め易からしむるために無費教育を以てす。

第十一條 蒙古共和國は民族、宗教、姓の區別を問はず、凡て蒙古境内住居の人民は等しく平等の權利あるを承認す。

第十二條 舊日の王公貴族等の階級稱號は一律に取消を宣告す。且哲布尊丹巴及び日汗（土謝圖、賽因諾汗、札薩克圖、車臣の日）等の所有權を同時に廢除す。

第十三條 世界各國の勤勞民族は等しく向きに資本主義を推翻し共產主義の方針に前進するを以て、蒙古共和

國は此種の趨勢に鑑み、對外政策は務めて壓迫せられたる弱小民族及び全世界の革命的勤勞民族と一致の行動をとり共同の目的を達せしむ。

附則 蒙古共和國は時勢の要求に應じ資本主義慣行以外の各國と締結したる親交關係の可能を保留す。但蒙古共和國の獨立と主張とを侵犯する者に對しては當に武力を以て抵抗すべし。

第二章 軍事關係

（憲法を根據とし國民を通過したる軍事的根本法則に關するもの）

第一條 現在の陸軍編制を認めて適當となす。且現行の陸軍組織法を定めて永久の法則となす。

第二條 政府は各國の文化政策的教育に對し務めて特別の注意を須ふ。

第三條 軍隊が税關を衛護する任務を撤廢す。別に徵收事務を管理する巡役を組織す。該巡役の政治戰術的教育は等しく各軍の長官に因り之を分任す。

第四條 國家が國民革命軍官兵の家族を扶助する法則を改良す。

第五條 軍事會議に於て陸軍指揮權を議決して單一制となす。即ち此制に依り軍政を統一す。以上の憲法及び軍事暫行法は中央及び地方の行政機關より國民に布告す。並に憲法を研究するの基礎條規となす。因て全國の學校及び軍隊中に令し定めて專課となし人民をして憲法の命意を明瞭ならしむべし。

4 各機關の組織

直接國務院に屬するものに(1)國民黨中央委員會(2)青年黨中央委員會(3)學術館(4)審査司(5)國民合同公司(會社)等があつて、國家の主權は國務會議と國會と中央委員會の三大機關に依つて發動するのである。凡そ對内外の重大問題に關しては各部の總長及び各機關の代表者等によつて組織せられたる會議に於て之を議決し執行せらるゝのである。

陸軍に元帥一人、參謀長一人ありて之を統率し、全境の軍事機密の總機關となし、其の下に特設したる内防處なるものがあつて、内亂の發生を防ぐ唯一の機關となつて居るのである。即ち旅行者の卡倫(監視所)出入等を監査探偵し、行跡の疑はしい者は之を捕へ、軍事機密手續に照して之を處理し、又居住者の行動等に注意するのである。外蒙旅行者が證人を以て豫め旅券を得て、然る後旅行するが如き面倒なる手續は、即ち此の内防處の命令であつて、其の監査嚴密なるに因るのである。

國務院直屬の審査司なるものは、各機關の取扱ふ大小事務を考査し、又國民黨、青年黨の中より督察したるものを、代つて彈劾する義務を有して居るのである。故に上は王公總長より下は一書記一兵卒に至る迄之を恐れるのである。

内務部に教育司なるものありて學校等を管理して居る。一九二一年以來、庫倫に速成國民大學といふのが一つあつて、生徒現に四十餘名、又中學校一生徒六十餘名、小學校三生徒二〇〇餘名あり、各旗内に小學校十八生徒

八〇〇餘名あると云ふ。尙庫倫に國家學術館があつて蒙古物産及び學術參考品等を蒐集するを主眼とし、更に國家圖書館の籌備處となし、或は蒙古各種の圖書を編纂出版し、將來は國家の印刷局となす計畫であつて、蒙古の新舊文化事業を茲に主持して居るのである。

各種の教科書は蒙古語を以て編輯して之に充て、教師は皆蒙古人を採用し、體操唱歌の用語は總て蒙古語に因り、服装は西洋式を參酌し、主義としては飽迄國粹保存である。露語習讀は專課として採用せず、之を特課の中に入れ、特に志望者或は官廳に於て必要なる人員をして習讀せしむるのである。

國民合同公司なる唯一の會社は初め一百萬元の資本を以て成立したのであつて、産業方面の開発を其の趣旨としたのである。總本店を庫倫に支店を科布多、烏里雅蘇臺、恰克圖、桑貝子其他必要なる十餘ヶ處の地に分設した。現に蒙古方面の商業交通は此の手に於て掌握せられ、羊毛革類の輸出、雜貨、被服材料、食糧品等の買入は盛んに行はれ、サバイカル鐵道沿線の露商が視察に出掛け、自國の沈滯と反對に著しい活氣があるのを視て一驚を喫した事實があつた。

庫恰間の本街道に沿へる哈拉河地方はもと沃饒の土地として知られ、前清時代より麥の產出好良なる耕作地であるが、合同公司は此の農業地を公有とし其の管理内に移したのである。公司の重要な人物は國民黨員及び青年黨員であつて其の實權は國民黨に握ぎられて居る。

5 交通

交通はもと庫倫を中心として南北東西へと發達し、南は烏得を経て張家口に、北は恰克圖を経てサバイカル州の上ウチンスクに、西はウリヤス臺を経て一線は新疆に一線は科布多に、東は桑貝子を経て海拉爾と滿洲里に至る。張庫間と庫恰間は一九一七年以來、自動車の運行による南北縦貫の一大交通機關が生れ、時變の爲一時杜絶したが、革命黨の恰庫占領と共に、再び自動車開通して現に貨物及び旅客を運んで居る。之等の自動車は凡て合同公司所有のものと同個人經營の大規模なるものとあつて、旅行貨物の運輸には些の障りもないが、只旅券査證の難關がある。

電報は時變の爲一時杜絶したが、其後銳意修築を爲して現に庫倫を中心に北線は恰克圖から上ウチンスクに、南線は烏得で支那と接し、電話は烏得と庫倫間及び恰克圖に迄開通し、東線と西線は今修築中である。

庫倫を中心としても四方に官設の驛站があつたが、時變の爲破壊され用を爲さなかつた。其後更らに新設して舊日の如くに回復し、現に公文は勿論個人の通信を托し得らるゝ様になつた。自治取消前徐樹錚に因りて新設されたる無線電信臺があるがいづれ開通するものであらう。

蒙古政府が庫恰間の哈拉河に架橋し、名付けて革命第一橋と呼びしが如きは、交通上大に至便を供したのである。通電通信の便は開通したが旅券査證と同様に其の嚴重なる検査は尙行はれて居る。交通關係は内務部の管掌であるが、陸軍は軍政施行上、四方の交通と大關係ありとの理由で兩者相通じて行つてゐる。

6 國防

騎兵常備軍を以て國防軍に充て其の數は現に一萬五千ある。此の中より庫倫附近一帯の地方に四千を駐屯せしめて、中央政府保衛の任にあらしめ、其餘は之を西路、東路、北路、南路の國防軍と稱し配置して居る。其の數は左の如し。

(1)	東路	桑貝子旗内	一、〇〇〇人
		格木斯克	一、〇〇〇人
(2)	西路	ウリヤス臺	一、五〇〇人
		科布多	七〇〇人
(3)	南路	達里岡崖	七〇〇人
		烏得	七〇〇人
(4)	北路	恰克圖	二〇〇人

其他各處の卡倫等に守備として若干宛の兵を配置して居る。

7 軍事教育

一九二二年以來、庫倫に軍官學校を設立し、教官として勞農政府より二十餘名、カルマツク人數十名を招聘し、

支那の制度より見たる蒙古

後者は下士程度で前者は高等教官として訓練掛りを擔任せしめた。

蒙古軍隊の中隊長小隊長格より一百五十餘名を選抜し、一九二四年夏一百名の卒業者を出し之を各隊に配置した。兵種は騎、砲、機關銃隊であつて、毎兵毎月銀二兩及び衣食馬糧を官給とし、徵集された兵は六ヶ月の訓練を終へて各自の旗に還るのである。

號令、軍歌、軍樂は總て蒙古語を用ふるのであつて、訓練を終へた兵は現に三千餘名ありといふ。

8 蒙古政府の強硬

蒙古政府は始め恰克圖にあつて、未だ共和政府を樹てなかつた時に、勞農政府と聯合して庫倫に入つたので、新政府組織の折柄ではあり、殊に對支關係上、總て露國の爲すが儘に行動し、外交は擧げて露國に左右せられたのであつた。然るに其後、蒙古の新舊兩者相提携し政府の基礎辛うじて固まるや、先づ勞農政府に對つて其の軍隊を蒙古境内より撤退せん事を交渉した。勞農側は境内未だ靜穩ならずとの理由を以て、容易に應じなかつたのであるが、強硬なる交渉の結果、庫倫駐在の露國代表者保護の名義で二百名の兵を駐在せしめた。

又曾て露蒙間に締結した片務的條約は一律に廢棄すべき交渉が成立し、兩者間の關係は對等となつたのである。故に蒙古境内に在つて商工業に従事する露人等は他の外國人と同様に關稅を支拂ひ、或は納稅を爲すに至つたのである。

9 露蒙兩者の代表者派遣

兩者の代表者を各々首府に駐在せしむる事となつて、露國はワシリエフなる者を庫倫に派遣し、現に今駐在して勢力を有して居る。又蒙古は丹簾なる者を露都に派遣したが、支那政府より資格なしとの抗議があつて、昨年即ち一九二五年二月頃、露國は支那への義理だてに彼の立退を命じた様であつた。蒙古政府は更に顏巴なる者を正式の使節として入露せしめた筈である。支那政府は外交部の朱參事をカラハン大使の許に遣り、事實を質したるに大使は未だ其の事を聞かずと答へた。

10 中央執行委員會

中央執行委員會なるものがあつて各部政治機關に對し絶對の權能を有して居る。蓋し勞農政府の組織に倣つたのである。之が委員長は蒙古出身の策凌多爾濟と云ふ者である。

II 國 民 黨

政黨としては國民黨と青年黨と稱する二つのものがある。政治機關の各部に對して働き掛け、又各旗内の治安維持に對しても活動して、蒙古全境内に亘り大勢力を有して居たのであつた。

國民黨の組織法は委員制度を採用したので、(1)庫倫に國民中央委員會を設立し以て國政に干與す(2)各部落に分會を設け以て各旗の政治施設を監督す(3)中央委員會は毎年一回、庫倫に全體の大會を開き本黨内部及び政治上に關する重要問題を議決す(4)中央委員會の委員は大會に於て之を選任す(5)黨員にして黨則に違はず不法

行爲ある者は之を除名し、其の公民権を剝奪し之を公布す云々の綱領である。

一九二三年八月、國民黨の首領であつた波多なる者は、支那人或は蒙古の舊派と結托して私利を貪り、不軌を謀つたとの理由で青年黨員の弾劾を受け、遂に捕へられて銃殺されたのである。之が新政府成立後に於ける最初の政變であつた。

12 青年黨

青年黨は其の名稱の通りに少壯者を以て組織して居る。其の綱領は國民黨と略々同じ。(1)黨員の年齢は二十五歳以下とす(2)直接に國政に干與するを得ず(3)専ら青年一般の智育、學育、徳育に重きを置く(4)民族自強、民權發達、民生厚養を目的とす。

即ち國民黨の後楯であつて、結黨當時は青年だけに左程の勢力もなかつたが、現に青年黨の力は頗る増大して國民黨を凌駕して居るのである。その結果政治干與の傾向を生じて、中央委員會の椅子を握る迄になり、其の黨員は全境内に散在して約三千餘名を數へられて居る。國民黨に劣らざる勢力を有するに至つた原因は黨員には王公札薩克等の子弟より出でたる者が多いといふ事もある。省議會の議員は現に青年黨の出身者である。

國民黨は前に庫倫に入り、ウンゲルの軍を追拂つて新政府を成立せしめた最初の團體であるが、地盤勢力の關係上、現に青年黨に一步を輸す位地になつたのである。前には國民黨の爲、各旗の札薩克王公等は其位置を剝奪せられて一様に平民となつたのであるが、彼等の中から出た青年黨は現に今政治上其他の方面を通じて大なる勢力を得、父兄等の仇を報じた結果となつて甚だ奇である。

國民黨が庫倫に入つて、最も大なる障礙となつたのは王公札薩克等であつて、守舊頑迷の徒と不逞のラマ等が革新に最も大きい邪魔となつたのである。之等を逮捕淘汰したのは實に青年黨の努力に據つたのである。始めは政變勿々の折柄、民心緩和の爲國民黨をして各部の總長及び各機關内に、王公及び舊派の人物を採用せしめたのも青年黨の畫策であつた。

現在の外蒙は青年黨に據つて左右せられて居ると云ふ程青年黨の勢力は大なるものとなつて居るのである。青年黨員にして露國に留學し新知識新思想を有する者が尠くない。之等の者は自國の國情を知悉して居るので盲目的にも二もなく徒らに勞農政府に操縦せられて居るのではない。又一概に支那政府との折合を無視しては居ない。青年黨は主義方針の相合するならば露支何れを問はず提携握手すと云ふのである。故に將來支那政府の出様如何に因り、青年黨との融合を得ば蒙古問題の解決は案外に進捗するであらうと筆者は觀察する。

13 蒙古國民大會議

一九二四年の秋、庫倫に蒙古國民の大會議(蒙古語でホイ、ホルルダンと稱す。漢譯の聚會である。)開催され新に閣員を任命せし時、司法、財務、外務の委員を地方出身の平民級より採用した。この破格のやり方は總て青年黨の發意によるのである。

大會は十月八日に開かれ盛大なる式を行つた。議長にデシヤデモフを、名譽議長にジノヴィエフ、カリーニン、

チチエリンの三名を挙げ、會議の名譽幹部に第三インターナショナル全權代表ルイスクルフ、ブリアード共和國人民委員會議長エルバーフ、露國全權代表ワシリエフの三名を挙げ、政府は札薩克等の印璽を議會に引渡した。本會議に於て任命した閣員は左の如く發表せられた。

- 一、執行委員長 策凌多爾濟
- 一、副委員長兼商務委員 阿木爾多爾濟
- 一、軍務委員 瑪察爾札布
- 一、總軍司令官 宰巴爾桑
- 一、軍務會議々長 楚克楚那
- 一、内務委員 車臣汗那旺那林
- 一、文部委員 巴班
- 一、經濟會議々長 アマガエフ(共產黨員)

本會議に於て隷屬階級には選舉權なしと決定した。これは一般に奴僕を指したもので、所謂獨立し能はざる階級に屬し、自から生計を營み得ずといふ理由に據つたのである。

前に恰克圖の地名を阿爾坦布拉克(譯して金の泉といふ)と改稱したが、本會議に於て庫倫を烏蘭、巴阿圖兒和屯(譯して赤い勇者の城と言ふ。或は熱血男子の城とも意譯し得可きか)と改稱した。又國旗を選定し之を樹てたのである。

蒙古共和國の疆域は自治時代の夫れと同じく永久渝るなしと宣言し、ブリアード共和國及びソツキエツト露國との聯結は相互の盟約相反せざる限り肯て渝るなしと宣言した。

自治時代の疆域は車臣、土謝圖、賽因諾顏、札薩克圖の四汗部八十六旗、杜爾伯特部二十旗、唐努烏梁海五旗を含有したのである。

國民會議は毎年一回之を開催する事に議決したのであつて昨年また會議を開催した。一昨年逝去せし活佛の遺産は百萬圓と審定し、之を國民教育費に充用すと決議したさうである。

14 財政

民衆政治を標榜して組織した政體であるから各部總長等の手當は毎月二、三百兩で、各部機關人員等の手當も總て之れに準じて支給して居る。各郡内には露人及びブリアード人等が顧問として夫相應に實權を握つて居る様であつて又手當も貰つて居る。カルマツク人は各處内の軍隊内に散在し兵員訓練の任にあつて、總て下士程度の資格で手當を受けて居る。併し勢力は有つて居ない。

蒙古政府は之等多數の外國人を養はねばならず、因つて財政部の苦痛は豫想外に大なるものがある。別けて時變以來、勞農軍に食はれた出費は頗る多額であつて、之を各旗内に配課し紛議を生じた事は一再に止らなかつたのである。

蒙古政府の歳出入額を同財政部の編制した豫算表に據ると左記の如くである(一九一四年發表)。

支那の制度より見たる蒙古

支那の制度より見たる蒙古

四百六十六萬六千二百九十二兩

二四四

一、收入

内 譯

- 一、商業公司營業稅 二〇、〇〇〇
- 一、關稅及其他間接稅 二、四〇〇、〇〇〇
- 一、木頭沁(地名入口稅護照費等) 一〇二、〇〇〇
- 一、國有產業(土地、水、森林、房屋等) 一二六、七〇〇
- 一、國家專制事業(郵政電報等) 二八七、〇〇〇
- 一、國家經營事業(礦務、電燈、印刷等) 一九六、七〇〇
- 一、各種藥品之熱照稅 二二八、一〇〇
- 一、財政方面公債及び銀行株券等の利息 三六、〇〇〇
- 一、其他各種事業收入 一八、五〇〇
- 一、其他特別收入 八〇四、五四二

合 計

四、六六六、二九二兩

一、支出項目

- 一、政府行政費 四六、五三〇
- 一、內國管理費 一五、〇〇〇

- 一、內務部經費 二六、一〇〇
- 一、司法部經費 二四、二三〇
- 一、外交部經費 二四、六九〇
- 一、蒙古議會費 三六、七三五
- 一、支蒙會議經費 一一、一一〇
- 一、駐外公使經費 二〇、一〇〇
- 一、阿爾泰、恰克圖、兩行政費 二〇、一〇〇
- 一、烏里雅蘇臺區經費 九、七〇〇
- 一、郵電行政經費 六四、二六五
- 一、中 央 六〇、〇〇〇
- 合 計 三六四、九九六兩

以上の表には税關及び陸軍經費を記入せず、又新税關の經費も記入して居ない。今年度より實行するのではあるが、上年度の収入は僅に二百三十一萬五千兩なりと附記してある。

蒙古が財政に苦むで居るのは昔からの事である。前清時代、戸部銀行よりの舊債が銀五十六萬餘兩あつて、還債出来ないのに夫から夫と借債して居る。徐樹錚が自治を取消して政務引繼を終へ、政府に(一九二〇年)報告した一節に庫倫の東西二稅局及び木稅局の年額七十萬兩から九十萬兩あり、引繼がれたる現銀五兩、大清銀行二十萬

支那の制度より見たる蒙古

二四五

兩、中國銀行五萬四千兩の借債、及び露國銀行三百八十餘萬留の借債あり云々。之等は政廳としての關係であるが、個人間の貸借を總計すれば非常に多額となるであらう。露人よりは支那人との貸借が殊に多いのであつて、畢竟蒙古相手の支那商人は彼等を食んで貨殖したのである。

支那政府は外蒙の各王公等に支給すべき年額八萬兩を支拂はず、又外蒙に駐在せる歴代の支那官吏は自腹を肥して蒙古の財政を亂した。前清時代庫倫辦事大臣の席は二十萬兩を以て賣買せられたと云はれる程利得ある椅子であつた。

蒙古人は獨立より自治、自治より共和政體へと政治的には大いに進歩した様であるが、財政上は如何とも爲し能はざるが如き觀がある。又、露蒙銀行と云ふのが成立しワシリエフと財政總長多爾濟とを顧問とし、露蒙兩者より各々三名宛の重役を推舉した。

税率は概して從價稅六分を課し、紙卷煙草稅十二割、酒稅三十割を課してゐる。(露支兩國より酒精、燒酒、紙煙等の輸入頗る多し)、新政府創立當時は勞農軍多數の人蒙其他出費多端の故を以て、種々惡稅苛稅を課して物議を惹き起した。現在は不公平なる課稅は大體に於て撤廢せられた。

稅率は内外人同等で行はれつゝあるといふが、支那人以外の外國人で德義を破る者が少なくない相である。現在流通の貨幣は總て硬貨で露國の金銀貨及び支那の白金銀元の四種である。紙幣、兌換票は露支兩國のものと雖も一般に通用して居ない。

15 ラマ排斥せらる

ラマの特別位置を認めず之を排斥して同格たらしめた事は青年黨努力の賜物である。

ラマはもと商卓特巴衙門(宗務局と譯す)に隸屬して、上に哲布尊丹巴を頂いて威張つて居たのであるが、先づ青年黨によつて抑へられ、又活佛が逝いた爲殊にその權勢を失墜した。

ラマ全盛時代は宗務局と共に絶對の權力を有して、前清の庫倫辦事大臣三多すら之が統御に頗る苦んだ程で、なか／＼厄介者であつた。革命政府は始め活佛を君主として奉じたが、それは一時の術策で直に之を廢し、繼いで一九二三年五月、斷然佛號を停止し、青年黨の名を以て一般に之を布告したのである。

そこでラマ等との間に各旗内で争を惹き起した。青年黨及び國民黨は平等思想の立場からラマと云ふ特別階級を認めぬのである。信教は彼等の自由であるが、國民一般は同等の人であるからラマにのみ特別取扱を與へずといふのであつて堂々たる言分である。又政教は分離すべきものなりとした。ラマ等は言はば天賦の特權を剝奪せられた譯であるから、青年黨と争ひ時には流血の慘を演じたのであつた。然れ共遂にはラマ等も之に服従し、各自其の共出身地に退散する者もあつて、現に從前の如き勢力は無くなつたのである。その後活佛は病んで逝去した爲め、宗務局も多數のラマも殊に昔時の威勢を失墜した。

哲布尊丹巴は蒙古ラマ教の教長で又政治上の主長者でもあり、政教兩權を一手に握つて居たのであつた。故に宗務局と沙畢等は頗る亂暴な振舞をして來たので、實際に於て彼等は取扱ひ難き一階級であつた。風俗を破壊し

治安を紊亂する等得手勝手の言動を恣にして居たのであつて、それが青年黨の爲め思ふ存分やられたので、あるから一般人は青年黨を甚だ徳としたのである。

16 哲布尊丹巴逝く

活佛は逝いたが蒙古民一般の信念によれば何れにか轉生すると云ふのである。ラマ教の教理では胡圖克圖は永久死する者でないといふのである。胡畢爾聖といふのである。

蒙古政府は活佛の逝去に付二週間を人民の服喪期とし、公務を停止する三日、表葬費を三千元となし又宗規により死屍は香料藥材を施し、別に一寺を建て永久に保存せしむる事とした。

先年逝いた活佛は一八七〇年、西藏拉薩ラサに生れ父は達賴ラマの會計吏である。六歳の時外蒙古に迎へられ、父母兄弟等と共に圖拉河畔に來たのである。宗規により教義を學習し、長じて達賴ラマより哲布尊丹巴の法號を授けられた。蒙古に於ける八代の格根汗である。彼に一子あり本年十三歳、將來如何に取扱はるか、此の活佛は歴代中尤も多難なる時に遭遇し、一面から視ると不幸な境遇に處した人であつた。

17 露支の態度

外蒙獨立騒ぎで民國政府の面目は丸潰れとなつた。征蒙軍を起して武力回收すると云つても蒙古人は何んとも思つて居ない。支那政府は事變以來、例の洞湯手段で屈服せしめ様としたが効果が無かつた。又有らう筈がない

のである。

嘗て蒙古を一蹴せんと企てたが、この計畫は何時の間にか立ち消えとなり、此の間に蒙古は境内の秩序を保持し、政府の基礎を固めたので、支那政府と對等の交渉をなし能ふ準備が出來たのである。

蒙古人は無意識に露國の煽動に乗つて盲動した譯ではなく、支那政府に反抗する丈の理由を持つて居るのである。出來得可くんば内蒙を聯結せんと計畫したのであるが、中央政府の視線が近いだけ、外蒙の期する處は出來難くあつた。

露國は種々の密約を締結して利益を獨占して居る様に傳へられて居るが、筆者はこれを信じない。新聞電報等でその條約なるものを覽ると、始から同じ様な條文で少しも變更せられて居ない。假りに密約が成立して居るとしても夫は宣傳用であらう。資力のない寄合世帯に何が出來やうか？張庫、庫恰間に鐵路が敷かれても利益があるであらうか？恰克圖から赤塔に一線を敷くといふ説は子供だましである。勞農政府は外蒙古を孰れの外國人よりも能く知悉して居る。只大きく出ておく方が將來の利益であるから、機會ある毎に勞農政府はプロバカンダをして居るのである。而して又支那政府もこの事はよく承知して居るのである。

支那政府はカラハン大使に對つて赤衛軍の蒙古撤退を屢々迫つたのである。大使は左の公文を送つて撤退の通牒をした。参考として譯載しやう。

中華民國外交總長閣下、遠く一九二一年にありて白軍は赤軍の破るところとなり、一部は退いて蒙古に入りソヴキエツト政府を敵視する分子と勾結し、共和國領土を攻撃し、以て農工の權勢を推翻するの基礎を造成し、セ

メヨノーフはウンゲルの匪黨と蒙古に在つて自由に行動す。露國は貴邦に請ふに屬次取締を加ふるを以てす。貴國政府は皆漠然之を置く。白黨益々猖獗にして黨徒を集合し軍隊を編成し、外より帝國主義者（暗に日本軍閥を指したのである）の援助を受け、蒙境より再び露國を攻撃するの準備をなせり。露國は邊亂を鎮むるの計をなし、遂に軍を遣り蒙に入り以て匪亂を平らぐ。匪平ぎし後露國は地方の安寧及び餘黨の復起を防ぐに因り兵を派し外蒙に駐紮す。此後蒙地較や靜かにして正當に權を握り機關を組織したるを以て、露國は即ち續いて赤軍の數を遞減せり。唯此の時中露の邦交未だ復せず。且つ貴國は即ちソヰキエツト聯盟中の一員をも敵視せり。赤軍の入蒙問題之に因り解決し能はざりしなり。直ちに一九二四年五月三十一日に至り中露の協定成立し此の問題解決し大綱始めて決定するに至る。協定の所載に依り撤兵期限及び邊境の安寧を維持する辦法を候ふに、中露會議決定後、露國は始めて撤兵を行ふにあり。而して會議の舉行は即ち須く協定成立後一ヶ月内にあるべし。唯貴國は内政の關係により未だ期の如く履行し能はず。此を按じ即ち露國は暫く撤兵せず。以て撤兵期限及び安寧を證する辦法の決定を待つべしと。然るに露國政府は現に已に決定して、中露會議の舉行を待たず、立ち所に即ち撤兵を實行せり。敵使は現に謹んで貴國政府に通知す。露國政府は業に蒙古當局の同意を得て外蒙より撤兵を開始し日前業に已に撤しつくせり。敵使は貴國政府に希望す。露國政府の此の友善の誼を尊重せらるゝを並に望む。今後の情形變更後といへども、再び赤軍の入蒙を必要たらしむるなきを、同時に敵使は敢て表示す。貴國政府は此の良機を失はずして蒙古人民と和平的の解に籍り、兩兄弟民族相互間の問題を解決するを深く信ず。露國政府は此の問題に對し、認めて完全に中蒙民族間の事宜となす。而して甚だ樂ふ中

露兩民族間の關係を視て兩民族的熱望及び公正の基礎上に建設し、以て外蒙及び西北兩區の經濟進歩を保證し、及び中露間の經濟及び其他の關係を促進し得るを。（カラハン、一九二五年三月六日、北京にて）之で赤衛軍の蒙古撤兵問題も落着いたのである。追て相當の時機をみて支那政府は新に交渉委員を任命し、着手する成行となつたのである。

その後露支兩國は協定後に於ける討議を開催する同意成立し、露國は會議項目の中に蒙古問題の一項を加へて支蒙兩者間の交渉に参加の旨を明かにした。露國としては當然の權利である。

此問題は一九二一年以來の宿題で蒙古の安定如何は懸がて支那北方の平和が永久に續くか否の問題となるのである。

訂正

本誌第十五卷第三號「生産機關の發達より
觀たる支那綿業」六一頁第一行「扇面」「福助」
は内外棉金州工場製品商標にあらざるを
以て之を取消す。

近著邦文圖書

(自昭和四年三月十一日
至同四年五月十日)

×ハ寄贈

著者	書名	發行年度	登録番號
吉野作造編輯	明治文化全集 第二十一卷 社會篇	昭和四年	一四、三六五
春秋社	世界大思想全集 ニイチエツアラトウストラは斯く語る	同	一四、三六六
内務省衛生局	衛生局年報 此の人を見よ 大正十四年 大正十五年(昭和元年)	昭和三年	一四、三六七
商工省地質調査所	地質調査所報告 第百一號	昭和四年	一四、三六八
滿鐵哈爾濱事務所	東支鐵道年報 一九二八年版 哈運資料	同	一四、三六九
鯉川新	亞細亞に生きるの途	同	一四、三七〇
川西武夫 増補	上海爲替市場解説 再版	昭和四年	一四、三七一
濱田峰太郎 著	婦人公民權の話(小)	同	一四、三七二
朝日新聞社	太政官時代	同	一四、三七三
横瀬夜雨	市町村會議員必携 改訂六版	同	一四、三七四
地方自治協會	露西亞のサヴィエト憲法	同	一四、三七五
エルヤシヨフ 原著 向井新 譯	日本金融制度發達の研究	同	一四、三七六
栗橋越夫	支那歷代年表	同	一四、三七七
中村久四郎 共著			
山根倬三			

近著邦文圖書

三 淵 忠 彦

日本民法新講 總則編 物權編

昭和四年

一四、三七八

外務省通商局

東アフリカ經濟事情調査報告書

昭和三年

一四、三七九

同

移民地事情 第十九卷

昭和四年

一四、三八〇

同

移民地事情 第十八卷

昭和三年

一四、三八一

日 露 協 會

蘇聯邦民間飛行と其の計畫其他 (小)

昭和四年

一四、三八二

同

ソヴェート聯邦の國際關係其他 (小)

同

一四、三八三

大連商工會議所

大連特産市場不振の原因と其對策

同

一四、三八四

大阪市電氣局

昭和二年度 電氣事業成績調査書 第三十回

同

一四、三八五

同

大阪市電氣局事業概要 昭和三年十月

同

一四、三八六

北海道帝國大學

北海道帝國大學一覽

同

一四、三八七

衆議員事務局

第五十五回帝國議會衆議院議事摘要

昭和三年

一四、三八八

同

第一回議會乃至第五十五回議會 衆議院議員黨籍錄

同

一四、三八九

神戸商工會議所

昭和四年 神戸貿易業者名鑑

昭和四年

一四、三九〇

内閣統計局

昭和二年 日本帝國人口動態統計

昭和三年

一四、三九一

内閣統計局

昭和二年 日本帝國死因統計

同

一四、三九二

東京市役所

東東京市公債條例集

昭和四年

一四、三九三

日本銀行調査局

獨逸情況報告 獨逸側より觀たる賠償改訂問題

昭和三年

一四、三九四

同

獨逸情況報告 獨逸ライヒとスパンク金引下

昭和四年

一四、三九五

東京市役所

東京市社會局年報 第二號

同

一四、三九六

同

昭和三年 自七月 至九月

昭和三年

一四、三九七

鐵道大臣官房保健課

東京府管内社會事業施設一覽

昭和四年

一四、三九八

三菱合資會社資料課

産業心理學と富の生産 (小) 勞働問題研究資料第 四十九輯

同

一四、三九九

同

昭和三年に於ける經濟界及勞働界の回顧と昭和四年に對する展望、其一 本邦經濟界 (小)

同

一四、四〇〇

同

昭和三年に於ける經濟界及勞働界の回顧と昭和四年に對する展望、其二 勞働界 (小)

同

一四、四〇一

同

昭和三年に於ける經濟界及勞働界の回顧と昭和四年に對する展望、其三 支那事情 (小)

同

一四、四〇二

同

昭和三年に於ける經濟界及勞働界の回顧と昭和四年に對する展望、其四 米國經濟界情勢 (小)

同

一四、四〇三

同

昭和三年に於ける經濟界及勞働界の回顧と昭和四年に對する展望、其五 本邦對各國貿易 (小)

同

一四、四〇四

茶業組合中央會議所

内外茶業事情 茶業叢報第二十一輯

同

一四、四〇五

奉天商工會議所調査課

第一回奉天海沿線旅商團視察報告書 (小)

昭和四年

一四、四〇六

青島日本商工會議所

山東之物産 第二編 調査報告第三十九號

同

一四、四〇六

大阪市役所産業部調査課	×	民國十六年支那貿易年報	昭和三年	一四、四〇七
大阪商工會議所	×	國民政府發表支那新輸入關稅表 (小)	昭和四年	一四、四〇八
日本銀行調査局	×	英國地方制度の改正 (小)	同	一四、四〇九
産業組合中央金庫	×	農村市街地信用組合金融事情調査 第四回	昭和三年	一四、四一〇
哈爾濱日本商業會議所	×	滿洲里、海拉爾を中心とする蒙古貿易調査 (小)	同	一四、四一一
衆議院事務局	×	第五十五回帝國議會衆議院報告	同	一四、四一二
臺灣總督官房調査課	×	國策としての南洋移民問題 (小)	昭和四年	一四、四一三
同	×	比律州に於ける邦人産業調査報告	同	一四、四一四
同	×	附 同地在住邦人の保健に關する意見 (小)	同	一四、四一五
東京市電氣局	×	南洋に於ける養蠶業	同	一四、四一六
同	×	附 比律賓グバオ産業調査報告 (小)	昭和三年	一四、四一七
貯金局	×	附 南支那及南洋調査第六十一輯	同	一四、四一八
後藤藤三 譯註	×	附 南支那及南洋調査第六十二輯	同	一四、四一九
大連商工會議所	×	事業大要 昭和三年九月 (小)	昭和四年	一四、四二〇
内閣統計局	×	昭和二年度 電氣事業成績調書 (第十七回)	同	一四、四二一
	×	郵便爲替制度沿革史料 第一輯	昭和四年	一四、四二二
	×	米國繁榮の基礎 投資信託 第二版	同	一四、四二三
	×	大連・營口兩港に於ける支那沿岸貿易 昭和四年・月	同	一四、四二四
	×	第四十七回 日本帝國統計年鑑	昭和三年	一四、四二五

朝鮮總督府鐵道局	×	昭和二年度 朝鮮總督府鐵道局年報	昭和三年	一四、四二二
商工大臣官房統計課	×	昭和二年 會社統計表	昭和四年	一四、四二三
北海道拓殖銀行調査課	×	北海道及樺太株式會社集覽 昭和四年版	同	一四、四二四
逓信省電氣局	×	電氣事業調査資料 第二號	昭和三年	一四、四二五
滿鐵庶務部調査課	×	滿洲貨幣相場集成 其三 (小)	昭和四年	一四、四二六
	×	マンフレット 第四十四號	同	一四、四二七
小島昌太郎	×	保險學要論 現代經濟學全集 第十九卷	同	一四、四二八
米谷隆三	×	保險經濟の研究	同	一四、四二九
クルイレンコ 原著	×	ソヴェート法並國家の哲學的基礎	同	一四、四三〇
大竹博吉 譯	×	日本經濟大典 第十九卷	同	一四、四三一
瀧本誠一	×	英國經濟學史論	同	一四、四三二
ロツシヤ 原著	×	十六・十七兩世紀に於ける	同	一四、四三三
杉本策一 譯	×	工場經營と會計 材料編	同	一四、四三四
神馬新七郎	×	物價の話 朝日常識講座 第七卷	同	一四、四三五
牧野輝智	×	準備銀行と金融市場	同	一四、四三六
バィチエス 原著	×	續滿洲舊蹟志	同	一四、四三七
東京銀行集會所 譯	×	東支鐵道商業課附帶事業概觀 哈事資料	昭和三年	一四、四三七
八木柴三郎	×			
滿鐵哈爾濱事務所	×			

堀江 歸一	貨幣及金融篇 上 堀江歸一全集 第二卷	昭和四年	一四、四三八
大日本帝國議會誌刊行會	大日本帝國議會誌 第十卷 自第卅七議會 至第卅九議會	同	一四、四三九
吉野作造編輯	正史篇 下卷 明治文化全集 第三卷	同	一四、四四〇
理財財局	家祿賞典祿處分法に關する諸法規	明治卅一年	一四、四四一
東亞經濟調查局	大連に於ける華工の生計調査	昭和三年	一四、四四二
南部助之丞	米相場考 第三版	明治廿五年	一四、四四三
稻葉君山	朝鮮文化史研究	大正十四年	一四、四四四
産業組合中央會	日本産業組合史	大正十五年	一四、四四五
內閣記録局	法規分類大全 紙幣部	明治廿四年	一四、四四六
神宮司廳	古事類苑 宗教部四	昭和四年	一四、四四七
內閣印刷局	職員錄 昭和四年一月一日現在	同	一四、四四八
滿鐵庶務部調査課	昭和二年 北支那貿易年報 下編 吉會鐵道關係地方調査報告書調査報告書 第三十一卷	同	一四、四四九
同	第一輯 一般經濟 第二輯 東部滿洲對策要論 第三輯 農業 第五輯 行政及財政 第六輯 敦羅鐵道	昭和三年	一四、四五〇
日森虎雄	人民本位と區域單位 (小)	昭和四年	一四、四五一

滿鐵庶務部調査課	在滿日本取引所に關する諸問題	昭和三年	一四、四五二
竹原常太	スタンダード和英大辭典 十七版	大正十四年	一四、四五三
東亞考古學會	貔子窩 南滿洲碧流河畔の先史時代 遺跡 東方考古學叢刊 第一冊	昭和四年	一四、四五四
新光社	世界地理風俗大系 四 南洋	同	一四、四五五
滿鐵興業部販賣課	石炭販賣高累生比較表 自大正六年度 至昭和二年度	同	一四、四五六
滿鐵能率係	文書整理法	同	一四、四五七
滿鐵庶務部調査課	東支鐵道の滿洲經濟界に及ぼせる影響と創業二十五 年間に於ける運賃政策の變遷パンフレット第五十七號	同	一四、四五八
藤山雷太他三名	工業編 上卷 現代産業叢書 第四卷	同	一四、四五九
海舟全集刊行會	海舟全集 第十卷	同	一四、四六〇
山崎靖純	金輸出解禁問題	同	一四、四六一
波多野鼎	價值學說史 第二卷 壘國學派の價值學說	同	一四、四六二
高城仙次郎	金利概論	同	一四、四六三
堀經夫	リカアドウの價值論及其批判史	同	一四、四六四
久我貞三郎譯	チード消費組合論	同	一四、四六五
協調會	一九二八年海外勞働年鑑	同	一四、四六六
大阪朝日新聞經濟部	金解禁問題と財界 朝日經濟パンフレット第二輯 (小)	同	一四、四六七

後藤勝三、山地謙一共述	新聞經濟欄用語解説	昭和四年	一四、四六八
東京銀行集會所譯	× 準備銀行と金融市場	同	一四、四六九
長野 朗	日本と支那の諸問題	同	一四、四七〇
滿鐵庶務部調査課	× 北滿に於ける各特産商の大豆取扱數量 (小)	同	一四、四七一
門馬 豊次	滿鐵調査資料 第八十七編 附録	同	一四、四七二
大藏省主税局	北越石油業發達史	明治卅五年	一四、四七三
明智 瀧 朗	大日本鹽業全書 第一編	明治卅九年	一四、四七四
史料通信協會	棉花事情	明治四十二年	一四、四七五
内務省神社局	史料通信叢誌 自第一編 至第十四編	明治廿七年	一四、四七六
穂積 八 束	國體論史	大正十年	一四、四七七
朝鮮總督府	皇族講話會に於ける帝國憲法講義 前編 後編	大正十三年	一四、四七八
東京市政調査會	朝鮮部落調査報告 第一冊	昭和三年	一四、四七九
三井物産株式會社	農村協同組合と大都市中央卸賣市場	大正七年	一四、四八〇
日本歴史地理學會	輸出棉製品解説	昭和四年	一四、四八一
植木直一郎	江戸時代史論	同	一四、四八二
藤原銀次郎	皇室の制度典禮 再版	同	一四、四八三
	歐米の製紙界	大正十一年	一四、四八三

増地庸治郎 他二名	經營經濟學 經濟學全集 第三十六卷	昭和四年	一四、四八四
滿鐵哈爾濱事務所	× 極東露領交通機關擴張十年計畫 哈運資料	昭和四年	一四、四八五
滿鐵興業部農務課	× 滿洲の煙草 産業資料 其十三再版	同	一四、四八六
津 上 善七	滿蒙問題と支那研究	昭和三年	一四、四八七
高田 保馬	價格と獨占	昭和四年	一四、四八八
瀧 本 誠一	日本經濟大典 第十三卷	昭和三年	一四、四八九
唐宋元明名畫展覽會	唐宋元明名畫大觀	昭和四年	一四、四九〇
滿鐵庶務部調査課	× 勞農露西亞の産業狀態と外國貿易の前途	同	一四、四九一
折口 信夫	露亞經濟調査叢書	同	一四、四九二
	古代研究 民俗學篇 第一冊	同	一四、四九二
春秋 社	世界大思想全集 二	同	一四、四九三
	アリストテレス メタフュシカ	同	一四、四九四
	ライブニッツ モナツド論	同	一四、四九五
山川 均	インタナショナルの歴史	同	一四、四九六
東京朝日新聞社	× 東京朝日新聞縮刷版 昭和四年二月號、三月號	同	一四、四九七
商工大臣官房統計課	× 昭和二年 工場統計表	同	一四、四九七
朝鮮殖産銀行調査課	× 開城の時邊に就て (小)	同	一四、四九七
同	× 朝鮮の米 朝鮮商品誌 第一篇	昭和三年	一四、四九八

臺灣總督官房調査課

同

支那内國關稅制度 其一
南支那及南洋調査 第五百五十八輯
支那最近の工業並に財政(小)
南支那及南洋調査 第六十三輯
新嘉坡に於ける漁業狀況(小)
南支那及南洋調査 第六十五輯

昭和四年

一四、四九九

大阪市役所産業部調査課

×

蘭領東印度經濟事情

同

一四、五〇一

大連商工會議所

×

大連港輸入品の現勢 第一編

同

一四、五〇二

同

×

昭和三年 大連經濟年史

同

一四、五〇三

關東

×

昭和二年 關東廳業態調査結果表

同

一四、五〇四

同

×

昭和四年 關東廳勞働統計書

同

一四、五〇五

神戸高等商業學校

×

昭和三年 夏期海外旅行調査報告

同

一四、五〇六

東洋協會

×

滿蒙の米作と移住鮮農問題 在外鮮人調査報告

昭和二年

一四、五〇七

野村證券株式會社調査課

×

動態經濟の諸問題

昭和四年

一四、五〇九

外務省通商局

×

マダガスカル島事情

昭和三年

一四、五一〇

外務省通商局

×

英領東阿弗利加事情
テニヤ植民地及保護領、ウガンダ保護領、
タンガニカ委任統治地ザンジバル保護領

同

一四、五一二

内閣統計局

×

昭和二年 日本帝國人口動態統計摘要

同

一四、五一三

大藏省主稅局

×

昭和二年度 主稅局第五十四回統計年報書

昭和四年

一四、五一四

若時一郎譯

譯

港灣經濟論

同

一四、五一五

長谷川光太郎

譯

財界盛衰記

同

一四、五一六

産業組合中央會

譯

昭和四年 産業組合年鑑
官廳刊行圖書目錄 第四號
昭和二年十月—十二月

昭和三年

一四、五一七

片山正雄

譯

雙解獨和小辭典

同

一四、五一八

下田將美

譯

南島經濟記 附朝鮮

同

一四、五二〇

村上直次郎譯註

註

ドン・ロドリゴ 日本見聞錄
ビスカイノ金銀島探檢報告 異國叢書

同

一四、五二二

矢作榮藏

譯

經濟學研究 第一卷 經濟篇 山崎教授還曆祝賀記念
經濟學研究 第二卷 金融篇 山崎教授還曆祝賀記念

同

一四、五二三

同

同

貨幣概論

同

一四、五二四

山崎覺次郎

譯

國際私法論

同

一四、五二五

河邊久雄

譯

日本古語大辭典

同

一四、五二六

松岡靜雄

譯

文明開化篇 明治文化全集 第二十卷

同

一四、五二七

吉野作造編輯

輯

工業政策 現代經濟學全集 第十六卷

同

一四、五二八

小島精一

譯

交通政策 現代經濟學全集 第十六卷

同

一四、五二九

土岐善麿

譯

文藝の話 朝日帶識講座 第八卷

同

一四、五二九

經營經濟研究編輯所

經營經濟研究 第二冊

昭和四年

一四、五三〇

栗生武夫

西洋立法史

同

一四、五三一

金澤床三郎

日鮮同祖論

同

一四、五三二

神戶正雄

財政學大系

同

一四、五三三

長崎常譯

現代丁抹の農村研究 文明協會ライブラリー

同

一四、五三四

滿鐵社長室人事課

滿洲に於ける銀建物價指數 (小)

同

一四、五三五

田中末廣

日本原料論

昭和三年

一四、五三六

滿鐵北京公所研究室

支那鐵道概論

昭和二年

一四、五三七

日本經濟聯盟會

支那財政經濟要覽

昭和四年

一四、五三八

新光社

世界地理風俗大系 第十卷 イギリス

同

一四、五三九

橫井春野

地理的日本歴史

同

一四、五四〇

那須皓

日本農業論

同

一四、五四一

阿部嘉藏

本邦人絹工業の將來 再版

同

一四、五四二

末廣重雄

支那の對外的國民運動

同

一四、五四三

今井時郎

社會誌學研究法 露西亞社會誌 第一分冊

同

一四、五四四

蠶糸業同業組合中央會

支那蠶糸業大觀

同

一四、五四五

堀江歸一	社會問題篇 堀江歸一全集 第七卷	昭和四年	一四、五四六
神宮司應	古事類苑 政治部 二	同	一四、五四七
滿鐵北京公所研究室	支那に於ける言論機關一覽表 (小)	同	一四、五四八
渡邊宗太郎	土地收用法論	同	一四、五四九
日本經營學會編纂	商業教育制度 經營學論集 第三輯	同	一四、五五〇
折口信夫	古代研究 第二部 國文學篇	同	一四、五五一
春秋社	東西宗教文獻篇 世界大思想全集 五十二	同	一四、五五二
滿鐵興業部農務課	嘎呀河流域編 吉會鐵道沿線森林調查書 其一	同	一四、五五三
滿鐵興業部農務課	牡丹江上流々域編 吉會鐵道沿線森林調查書 其二	同	一四、五五四
滿鐵庶務部調查課	經濟方面より見たる呼倫貝爾事情 上卷	同	一四、五五五
同	滿鐵調查資料第九十六編	同	一四、五五六
同	西比利の行政經濟事情 上卷 下卷	同	一四、五五七
滿鐵臨時經濟調查委員會	吉林省に於ける森林伐採に關する法律關係 資料第六編	昭和二年	一四、五五八
滿鐵埠頭事務所	大連港貨物年報 自大正十三年 至大正十五年	昭和四年	一四、五五九
松岡洋右	滿蒙に於ける日支經濟提携の根本義	同	一四、五五九

近著歐文圖書

(昭和四年四月)

- Beck, L. A. The Story of Oriental Philosophy. New York, 1928.....No. 7460.
Raynes, J. R., Coal and its Conflicts. London, 1928.....No. 7461.
Ogburn, W. F. & Goldenweiser, A., The Social Sciences and their Interrelations, London,....No. 4462.
Hullinger, E. W., The New Fascist State. New York, 1928.....No. 7463.
Garner, J. W., American Foreign Policies. New York, 1928.....No. 7464.
Ichihashi, Y., The Washington Conference and After. Stanford, 19 8.....No. 7465.
McKenna, R., Post-War Banking policy. London, 1928.....No. 7466.
Mantoux, Po., The Industrial Revolution in the eighteenth Century. (translated by M.
Vernon) New York, 1927.....No. 7467.
Splawn, W. M. W. Government Ownership of Railroads. New York, 1928.....No. 7468.
McCormick, A. O., The Hammer and the Scythe Scythe. New York, 1928.....No. 7469.
Menkin, W., The New Industrial Revolution. London, 1923.....No. 7470.
Digby, M., Producers and Consumers. London, 1928.....No. 7471.
Bell, H., Foreign Colonial Administration in the Far East. London, 1928.....No. 7472.

Whyte, A. F., Foreign Diplomacy in China 1894-1900, London, 1928.....No. 7473.
 Keir, M., Manufacturing, a volume of industries of America, New York, 1928.....No. 7474.
 Hardman, J. B. S., American Labor Dynamics in the Light of Post-War Developments,
 New York, 1928.....No. 7475.
 Campbell, P., & Portus, G. V., Studies in Australian Affairs, Melbourne, 1928.....No. 7476.
 Garratt, G. T., An Indian Commentary. London, 1928.....No. 7477.
 Cassel, G., Post-War Monetary Stabilization, New York, 1928.....No. 7478.
 Pasvol'sky, L., Economic Nationalism of the Danubian States, New York, 1928.....No. 7479.
 Newman, E. M., Seeing Russia, New York & London, 1928.....No. 7480.
 Hughes, C. E., The Pathway of Peace, New York & London, 1925.....No. 7481.
 Venkateswara, S. V., Indian Culture through the Ages. Vol. 1. Education and Propagation
 of Culture. London, 1928.....No. 7482.
 Millard, T. F., China, Where it is to-day and Why. New York, 1928 New York, 1928.....No. 7483.
 Young A. M., Japan under Taisho Tenno 1912-1926. London, 1928.....No. 7484.
 Vinacke, H. M., A History of the Far East in Modern Times, New York.....No. 7485.
 Sering, M. Germany under the Dawes Plan. (translated by S. M. Hart) London, 1929.....No. 7486.

Ernanski, J., Theorie und Praxis der Rationalisierung. Wien-Berlin, 1928.....No. 7487.
 Logan, H. A., The History of Trade Union organization in Canada, Chicago, 1928.....No. 7488-
 Legendre, A. F., Modern Chinese Civilization. (Translated from French by E. M. Jones)
 London, 1929.....No. 7489.
 Labourette, K. S., A History of Christian Missions in China. New York, 1929.....No. 7490.
 Hertzler, J. O., Social Progress. New York & London, 1928.....No. 7491.
 Wagemann, E., Konjunkturlekre. Berlin, 1928.....No. 7492.
 Woylinsky, w, Zehn Jahre Neues Deutschland. Berlin, 1929.....No. 7493.
 Cleinow, C., Neu-Sibirien. Berlin, 1923.....No. 7494.
 Kitazawa, N., The Government of Japan. Princeton, 1929.....No. 7495.
 Adams, G. B., Constitutional History of England, 1814-1914. London.....No. 7496.
 Ashley, P., Twice Fifty years of Europe 1814-1914. London,No. 7497.
 Yü Tsune-Chi., The Interpretation of Treaties. New York. 1927.....No. 7498.
 Higgins, A. P., Studies in International Law and Relations, Cambridge, 1928.....No. 7499.
 Eden, T, M., The state of the Poor., London, 1928.....No. 7500.
 Collard, W., Proposed London and Paris Paris Railway. London, 1928.....No. 7501.

- Donne, O. D., *European Tariff Policies since the World War*. New York, 1923.....No. 7502.
 Williams, B. H., *Economic Foreign Policy of the United States*. New York, 1929.....No. 7503.
 Stamp, L. D., *An Intermediate Commercial Geography*. part. 2. *The Economic Geography of the Leading Countries*. London 1928.....No. 7504.
 Wenksterm, F. v., *Bibliography of the Japanese Empire*. Vol. 2. 1894-1906. Tokyo, 1907.....No. 7505.
 Tooke & Newmarch, *A History of Prices and of the State of the Circulation from 1792 to 1856*. (reproduced ed). 6 vols. 4 books. London, 1923.....No. 7506.1/4.
 Fox C. E., *The Threshold of the Pacific*. London, 1924.....No. 7507.
 Chung, H., *The Case of Korea New York*, 1921.....No. 7508.
 Hodgson, S., *The Liberal Policy for Industry*. London, 1923.....No. 7509.
 Poukharine, N., *Les Problèmes de la Révolution Chinoise*. Paris.....No. 7510.
 Landmann, J., *Die Agrarpolitik des schweizerischen Industriestaates*. Jena, 1923.....No. 7511.
 Conseil d'Administration Municipale de la Concession Française à Shanghai, *Budget 1928*. Shanghai, 1928.....No. 7512.
 Canada Department of Mines, *Diatomite, Its Occurrence, Preparation, and Uses*. Ottawa, 1923...No. 7513.
 Guins, G. K., *Siberia Allies and Kolchak 1918-1920*. 1 & 2.....No. 7514. 1/2.

- League of Nations, *Towards Industrial Peace*. London, 1927.....No. 7515.
 : : *World Prosperity and Peace*. London, 1923.....No. 7516.
 Sucher, E., *Beseitigung der Kolonialmacht*. Wiesbaden, 1927.....No. 7517.
 Guggenheimer, W., *Bringt der Sozialismus den Frieden?* Tölz, 1923.....No. 7518.
 International Labour Office, *Migration Laws and Treaties*. Vol. 2. *Immigration Laws and Regulations*. Geneva, 1923.....No. 7519.
 Kriechanowski, M., *Die Planwirtschaftsarbeit in der Sowjetunion*. Wien-Berlin, 1927.....No. 7520.
 Sauter, R., *Der Neue Deutsche Imperialismus*. Hamburg, Berlin, 1928.....No. 7521.
 Granzindei, A., *Kapital und Kolonien*. Berlin-Milano, 1923.....No. 7522.
 Vanlande, R., *Souvenirs de la Révolution Chinoise*. Paris, 1928.....No. 7523.
 Bureau of Religions of Japan, *Handbook of the old Shrines and Temples and their Treasures in Japan*. Tokyo, 1920.....No. 7524.
 Anstey, V., *The Trade of the Indian Ocean*. London, New York, 1929.....No. 7525.

新刊邦文雜誌重要記事 (自昭和四年四月十一日 至昭和四年五月十日)

A、經濟事情及政策

……一月發行分……

論 題
極東露主要國營企業概況 (一九二七—一九二八年度)
國際貸借關係より見たる亞國經濟界の實況
鐵道から見た近年物興の出荷組合 (一)
マルクス「剩餘價值學說史」第一卷第十分冊 (森戸辰男譯)

……二月發行分……

戦後のイギリスの資本輸出
革命ロシアとアメリカとの經濟的關係 (嘉治隆一)
工場工業と産業組合
コルベールとマーカンチリズム政策
ラツクス氏調査英國一九二四年國民所得
支那ギルドの研究 (一)

……三月發行分……

一九二八年の支那
獨逸の産業合理化に就て (今泉嘉一郎)

雜誌名
海外經濟事情
主要貨物情報
パンフレット

我 等
工場パンフレット
社會政策時報
大藏省調査月報
上海週報

上海商工會議所
經濟月報
龍門雜誌

海外經濟彙報

獨逸の國富
一九二八年中に於ける獨逸經濟概況並にラ
イヒスバンクの業績
一九二八年中に於ける佛國經濟概況 (佛蘭
西銀行總裁演說)
肥料管理案に就て
統計上より觀たる我が國勢 (一)
製造原價と製産高 (二)
四 川 省 の 大 富 源
コルベールとマーカンチリズム政策
財閥政治と日本財閥の解剖 (鈴木茂三郎)
英國商業革命史論 (酒井正三郎)
工藝博物館の研究
ソビエット聯邦利權讓渡計畫
南洋經濟發展の重要性 (内田嘉吉)

新刊邦文雜誌重要記事

一一一

支那ギルドの研究(二)

近世英國經濟史(野村健太郎)
外國爲替論に現はれたるミルの金屬説に就て

再び産業合理化に就て
ラ・サテと「印度經濟學」

日本の財界は如何に診斷されるか
財界構成員論

獨逸に於ける企業結合發展の趨勢

……四月發行分の……

支那ギルドの研究

B、農林、畜産及水産業
附食糧問題

……一月發行分の……

蒙古未開放地帯に於ける農業事情(岡川榮藏)

滿蒙農業と朝鮮人問題

關東州に於ける農業概観(山根重太郎)

世界に於ける林業政策の趨勢

上海週報

三田評論

商業及經濟研究

財界研究

上海週報

農林彙報

山林彙報

農林彙報

山林彙報

農林彙報

山林彙報

農林彙報

山林彙報

農林彙報

山林彙報

木材の需給關係を論じ將來の對策に及ぶ
秘露小麥生産並輸入狀況

……二月發行分の……

江蘇省に於ける漁業

函館驛の主要貨物(鱈に就いて)

我國の米穀事情(小平權一)

マルキシズムに於ける農業經營形態論(松尾稔)

米穀法の無効果

我が邦に於ける小作協約に就て

昭和三年度農村問題概観

……三月發行分の……

カザクスタン自治共和國に於ける牧畜業

イタリヤの農業狀況

北滿作柄狀況(一九二八年)

本邦及朝鮮の木材關稅と滿洲材

滿洲大豆に就て

露國植物油脂及其原料と滿洲特産物との關係

山林彙報

海外經濟事情

上海商工會議所

經濟月報

主要貨物情報

市町村雜誌

我等

東洋經濟新報

社會政策時報

海外經濟事情

滿鐵調查時報

東京商工會議所

月報

大連商工會議所

米國に於ける畜産業及畜産金融

嘉南大圳工事完成近づく

我國の米穀問題

獨逸の小作(澤村康)

世界小麥需給

米穀法の廢止を望む

新漁業令の發布に就て(朝鮮漁業令)

朝鮮産食料品に對する批判

合音制度と治山治水に就て

天水沓問題研究の急務に就て

農業經營の組織と勞力の分配

小作人組合の經濟運動

畜力の利用

小作争議の概要

農業労働者に關する調査

村の畑の實況と農業勞力との關係

農業倉庫及聯合農業倉庫者數倉庫棟數建坪

並ニ收容力調査

本邦に於ける農業用動力機及動力作業機等

の普及概況

廣島縣下に於ける蘭草栽培の沿革及栽培法

並收入經濟と蠶製織法の其收入計算概要

(二)

新刊邦文雜誌重要記事

大分高商商業論

集

事業之日本

地方行政

國家學會雜誌

ダイヤモンド

朝鮮

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

大日本農會報

農政研究

米價應急策に對する意見

地租營業收益稅委讓法案と農民負擔の關係

商工業の繁榮と農家

米穀法と中央卸賣市場法

昭和二年度自作農創設維持成績表

自作農創設維持に對する意見

農家經濟調査

C、礦業

……一月發行分の……

英國炭礦業合同に關する商務省報告

伯國の燃料需給狀況

内地炭界と昭和四年度撫順炭内地輸送量決定

……二月發行分の……

北海道の鐵道輸送上より見たる(石炭に就て)

日本の石油業(橋本圭三郎)

金の世界的不足に就て(ケインズ)

帝國農會報

海外經濟事情

滿鐵調查時報

東京商工會議所

月報

大連商工會議所

報

海外經濟事情

滿鐵調查時報

東京商工會議所

月報

大連商工會議所

報

海外經濟事情

滿鐵調查時報

東京商工會議所

月報

大連商工會議所

報

海外經濟事情

滿鐵調查時報

東京商工會議所

月報

大連商工會議所

北海道の鐵道輸送より見たる(石炭に就て)

昭和三年本道炭業概観

緬甸の石油業

英國鐵鋼業保護問題と其合同計畫

孟買に於ける銀塊取引

……三月發行の分……

獨逸鐵鋼労働爭議と強制調停制度

朝鮮の有煙炭

臺灣石油業の現在並將來

石油と政治(ダニエルス)(三)

佛國の「國産燃料油」に就て(高橋純一)

北海道の鐵道輸送より見たる(石炭に就て)

北海道の鐵道輸送より見たる(石炭に就て)

昭和三年札幌鐵山監督局管内鐵業の概況

北海道の鐵道輸送より見たる(石炭に就て)

廣東省の石炭問題

ペルー國石油業概況

一九二八年の米國石油業界

北海道石炭鐵業會々報

海外經濟事情

社會政策時報

鐵業

石油時報

石炭時報

貨物月報

北海道石炭鐵業會會報

海外經濟事情

D、工業

……一月發行の分……

智利國に産する沃度の調査

英國に於ける人造綿

チエツコスロヴァキアの羊毛工業

英國人造羊毛の品質用途及市價

黒龍管區工業界概況

英國極東鐵物會社の設立登記

獨逸と人造絹絲

亞國陶磁器取引狀況

湖北省蠶業振興計畫

英國硫安製造業の過去及現狀

上海最近砂糖事情

英國セメントの生産及販賣協定

英國人造肥料會社の大合同

獨逸人絹工業界概況

波蘭亞麻業の組織

海外經濟事情

護謨栽培業の將來と蘭領東印度(山地土佐太郎)

……二月發行の分……

南アフリカ聯邦に於ける本邦絹織物

陶磁器製産狀況(デンマーク)

世界の棉花現勢

伊太利羊毛工業狀況

英國硫安概況

武漢地方の工業界

帝國人絹の現況並に將來

電力統制は半官半民會社に依るべし

英國紡績業不況の原因と其の對策

石炭より護謨の製造

愛知縣の毛織物に就て

英國綿業不況對策と綿業

……三月發行の分……

肥料管理案に就て

問題の臺灣電力會社の將來

新刊邦文雜誌重要記事

財政經濟時報

主要貨物情報

海外經濟事情

上海商會議所

經濟月報

藤本アナリスト

東洋經濟新報

大阪商會議所

月報

燃料協會誌

中央銀行會通信

大日本紡績聯合

東京商會議所
月報
事業之日本

科學としての工場管理法(一)

石炭と窒素工業

歐米に於けるタウンガスの製造方法に就て

印度綿製品輸出市場觀察團の報告概要

英國不況對策報告發表

營口に於ける陶磁器の調査

廣島縣下に於ける蘭草栽培の沿革及栽培並

收支經濟と農産製織法と其收支計算概要

肥料政策に對する意見

肥料管理案の要旨

日月潭再興計畫(阿原田稼吉)

ランカンヤー綿工業の危機

朝鮮産食料品に對する批判

朝鮮採漆業の經營に就て

蘭産額と蘭價

生産機關の發送より觀たる支那綿業

綿絲布輸出狀況(イギリス)一九二八年度

漢口の支那人工場一覽

齊齊哈爾地方油房業狀況

世界人絹生産量(一九二八年)

工場マンフレツ

石炭時報

燃料協會誌

大日本紡績聯合

月報

滿鐵調査時報

大日本農會報

帝國農會報

拓殖公論

東洋貿易研究

朝鮮

ダイヤモンド

東亞調査局經濟

資料

海外經濟事情

E、商 業

……一月發行の方……

昭和三年に於ける奉天の貿易
芝罘貿易年報(一九二七年)
ナイシエリア貿易状況(一九二七年)
米國大統領選舉に於ける關稅問題

滿洲經濟調査報

海外經濟事情

……二月發行の方……

米國に於ける百貨店問題
伯林に於ける各種商品取引慣習
漢口に於ける輸入外國品の跳梁
輸出貿易の趨勢
貿易と金本位(マクrostay)
汕頭貿易年報(昭和二年)
孟買港海上貿易年報(一九二七—二八年)
ニューシーランド貿易年報(一九二七年)
オアツサ港貿易年報(一九二六—二七年)

商工月報

東洋貿易時報

大藏省調査月報

海外經濟事情

……三月發行の方……

佛領印度支那輸出入數量統計(一九二七年)
ベンゴール省外國貿易年報(一九二七—二八年)
南京貿易年報(一九二七年)
本邦品進出の對抗策(蘭領インド)
ロシヤ對米貿易の進展
名古屋港輸出綿糸布の西漸
英米昨年の外國貿易
支那輸出附加税と滿洲に於ける推移
露國植物油脂及其原料と滿洲特産物との關係
營口に於ける陶磁器の調査
本邦及朝鮮の木材關稅と滿洲村
佛領西部アフリカ貿易状況
イタリヤ海外輸出狀況
佛領インド支那貿易年報(一九二七年)
天津貿易年報(昭和二年)
間島貿易年報(昭和二年)
極東露外國貿易(一九二七—二八年)

海外經濟事情

名古屋商工會議所月報

大阪商工會議所月報

大連商工會議所月報

滿鐵調査時報

海外經濟事情

露國に於ける漁獲物貿易
支那の厘金廢止と特殊消費税の徵收
貿易と金本位(其二)英國マクrostay
輸出品の盛衰
明治初年に於ける關稅政策論の展開
株式取引所限月短縮問題管見(石黒貫二)
取引所限月問題と投機取引(木村増太郎)
英、米、獨、佛、株式取引所制度
取引所の保險的機能に就て(錦織理一郎)
取引所文獻目錄

海外經濟事情

海外經濟事情

大藏省調査月報

ダイヤモンド

社會政策時報

法政大學論集

内外商工時報

朝鮮

支那時報

露亞時報

東洋貿易時報

東洋經濟新報

産業

F、交 通

……一月發行の方……

英 國 鐵 道 の 近 狀
世界主要國に於ける國有鐵道經營方策の一
般
京奉東海連絡の南滿線に及ぼす影響
吉會鐵道問題に關する一考察(上田恭輔)
山 東 管 見(下)
鐵道貨物運送に關する改善策(十六)
道路運送の機械化(五) 荷馬車運送と自動
車運送
世界海運界の新傾向(大谷登)
國 際 無 線 電 信 條 約
……二月發行の方……
自動車及電鐵に關する建議
貨物運送規則及貨物運送取扱規則の改正に
就て
支 那 鐵 路 の 改 革 案

海外經濟事情

山口商學雜誌

滿鐵調査時報

支 那

貨物月報

財政經濟時報

條 約 集

鐵道軌道經營資

鐵道の能率に就て
米國鐵道の經濟情態
一九二八年度主要海運國所有船隻勢力比較
彼阿汽船會社々長インナケープ卿の英國海
運觀
フ ラ ン ス 海 運 狀 況
英帝國電信法案と帝國内無線海底電信統一
問題
アラビヤ海運及河川航行狀況
支那側の東鐵市内電活收回と其後の狀態
鐵道貨物運送に關する改善策(完)
道路運送の機械化(六) 社會文化の進展と
交通機關の變遷

三月發行の分

大連汽船の内地進出
滿鐵海上進出計畫の是非(高梨信藏)
一九二八年世界造船狀態
一九二八年世界不定期船運貨市況概要
一九二八年會計年度船舶院年報概要
一九二八年世界賣船及新造船價
第二回米國海運會議

鐵道軌道經營資
料

郵船調查資料
大阪商船調查要
報

海外經濟事情

露亞時報

貨物月報

事業之日本
財政經濟時報

郵船調查資料

大阪商船調查要
報

松江の航運
滿蒙問題と南滿洲鐵道會社の現狀(山本榮
太郎)
支那鐵路の改革案(續)
自動車運輸分政一班(五十嵐明)
道路運送の機械化(七) 社會文化の進展と
交通機關の變遷(續)
港 灣 荷 役 論 (十八)
港 灣 經 濟 論 (四)
松 花 江 航 運 狀 況
世界海運界に於けるコンツェルンの組織
橫濱市電局従業員労働爭議

G、財 政

一月發行の分

減價償却準備金と其の課税に就て
編遺會議に提出せる財政統一案
稅制整理案の解説及批評(牧野輝智)

二月發行の分

上海商工會議所
經濟月報
中央公論

山口商學雜誌

賠償支拂問題に就て(ドメナヤン)

三月發行の分

ルーマニアの幣制並に財政改革
讓稅に伴ふ國稅整理案の概要(矢部俊雄)
電 氣 稅 論(神戸正雄)

大藏省調査月報

海外經濟彙報

會 計
經濟論叢

四月發行の分

國民政府財政近況

上海週報

H、貨幣及信用

一月發行の分

ウォールストリート排撃論
國民政府の中央銀行に就て(金子繁太郎)

藤本アナリスト
支 那

二月發行の分

クレジットコムパニーと金融界に於ける其
の地位に就いて
問 島 及 び 塚 春

藤本アナリスト
文明協會ニユ
ー

朝鮮の新銀行法令(法令)
貿易と金本位(マクロステイ)
資本の國際的移動(モレッツ)
ロシアに於ける米國の利權事業
米國のソワイエト聯邦に對する經濟的勢力

三月發行の分

英國一九二八年中の國際貸借
英國に於ける投資信託業の海外投資額
一九二八年中に於ける獨逸經濟概況並にラ
イヒスメンクの業績
ルーマニアの幣制並に財政改革
最近の諸國幣制改革の傾向(島本融)
通貨主義とリカードの貨幣論(有中治)
大阪爲替會社の業務(菅野和太郎)
金 輸 出 解 禁 問 題 號
英國投資銀行の特性
金 解 禁 に 就 て (郷誠之助)
預 金 利 下 問 題
普通銀行の本質的機能と合理化(草島完太
郎)

大阪銀行通信錄

大藏省調査月報

海外經濟事情

海外經濟彙報

經濟論叢

東洋經濟新報

財界研究

ダイヤモンド
時事經濟問題
銀行研究

印度貨幣制度

銀行資金運用上の新問題(ケレンシマン)

通貨の意義と通貨政策の標準に就て

獨逸發券銀行の變遷(一)(串本友三郎)

國際農業金融問題(藤村忠)

米國の金融界と景氣(奥村永藏)

滿洲支那商の企業組織及經營組織研究(井

關十二郎)

信託經濟の本質と其の利弊

ホウレイ教授の國民所得の定義(上)

歐洲に於ける金貨と質屋の歴史(大谷善治)

大藏省調査月報

中央銀行會通信

大阪銀行通信錄

明大商學論叢

統計集誌

庶民金融

……三月發行分……

人口自然増加の永續性に就て(淺香末起)

統計上より觀たる我が國勢(一)

ブラシルの現状と日本(堀口九萬一)

滿洲鐵道の發達と人口に就ての一考察

昭和三年度大連經由滿洲支那移民統計

K、勞働及社會問題

……一月發行分……

現代職業婦人論(山川菊榮)

科學的管理法の五十年

工場法改正私見(再論)

組長(監督者)に對する獎勵方法(二)

歐米諸國に於ける賃金變動と其の趨勢

トイマの來朝(二)

勞働爭議減少策と團體交渉權の事例

各種工業従業者の所要能力(二)

國民經濟雜誌

統計集誌

文明協會ニュース

滿鐵調査時報

中央公論

工場パンフレツト

國際勞働問題資料

職工問題資料

I、人種並人口及移植民

……一月發行分……

聖州農園に於ける勞力の需給並同州珈琲栽培業と其將來(伯國)

……二月發行分……

滿洲支那移民の數的觀察(一)、(二)

鮮人壓迫問題

海外經濟事情

上海週報

文明協會ニュース

各種工業従業者の所要能力(一)
勞働爭議減少策と團體交渉權の事例

……二月發行分……

我國に於ける團體交渉について

昭和三年度日本勞働運動概觀

勞働露國のサラリーマンと其組合

最近國際勞働時報

國際勞働條約案の批准に就て

英國勞働黨の産業政策

昭和四年一月中勞働團體設立解散調

昭和四年一月現在勞働爭議一覽表

時計の利用に依る能率増進(一)

國際勞働條約と日本

深夜業廢止と女工の修養

各種産業従業者の所要能力(二)

歐米の産業醫學を觀て(二)

鈴木文治君の勞働組合法案に關する質問並に望月内務大臣の答辯

國際勞働條約と日本

職工問題資料

社會政策時報

我等

國際勞働問題資料

勞働時報

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

時計の利用に依る能率問題(一)

各種産業従業者の所要能力(二)

鈴木文治君の勞働組合法案に關する質問並に望月内務大臣の答辯

賃率決定法の一例

綿紡績工場に於て最近實驗せし照明と生産能率の關係に就て

製造原價と生産高(一)

野田勞働爭議の經過(六)

勞働資協調論

産業平和維持と利潤分配

生産以外に於けるガントチャート應用の一例

……三月發行分……

南北戦争とアメリカ勞働階級(岡乾治)

昭和三年上半期重大傷害者調

鞍山鐵道所従業員缺勤率に現れる工場種々相

ハル濱郵務工會の成立

自傳的に見た日本社會主義運動史(堺利彦)

英國共產黨大會

我國社會事業の一般的傾向(楠原祖一郎)

職工問題資料

工場パンフレツト

國際勞働問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

職工問題資料

組合 加入 強制 の 違法 性
 昭和三年度に於ける日本労働運動概論
 本邦海員の給與狀態
 獨逸鐵鋼労働争議と強制調停制度
 米穀貯蔵に關する生化學的研究(貯蔵玄米
 の變化に就て)
 吾が現狀より見たる失業問題(永井享)
 戦争反對同盟の運動及び組織に就て
 コミンテルン第六回大學宣言、綱領(附録)
 汎太平洋労働組合書記局會議
 サウエート労働組合の第八回大會
 米國労働聯合の第四十八回大會
 歐洲産業に於ける労働時間の規制
 支那の企業と労働者の關係に就て(田畑爲
 彦)
 中國共產黨の對論大會
 衛生に關する風習並迷信療法
 朝鮮特有の犯罪
 昭和四年二月現在労働争議一覽表
 横濱市電氣局従業員労働争議
 給料被備者の就業時間に關する質問書草案

社會政策時報	労働科學研究	經濟タイムス	インターナショナル	世界の労働	滿蒙	朝鮮	労働時報
--------	--------	--------	-----------	-------	----	----	------

英國労働黨の社會政策
 最近國際労働時報(一)
 團體制賃銀支拂法(一)
 職工勤務成績調査と合理的増給法の研究
 我國産業合理化の實現上考慮すべき諸問題
 (上)
 工業労働者最低年齢法附、船員最低年齢法
 従業者の生活 附録 生計費の調査
 單純作業者に對する適性考査の方法
 大都會と地方小都會との生計費(上)
 時計の利用に依る能率増進(二)
 安價なる食物の選擇
 傷病者の慰問施設に就て
 各種産業従業者の所要能力(三) 化學工業
 の部
 餘暇善用とミシン裁縫
 時計の利用に依る能率増進(一)
 大都會と地方小都會の生計費(上)
 傷病者の慰問施設に就て
 安價なる食物の選擇
 鐘紡山科工場及京都支店に於ける女子教育
 の實際(上)

國際労働問題資料	工場パンフレット	礦夫問題資料	職工問題資料
----------	----------	--------	--------

L、政治

……二月發行の分……

現代政局の展望(吉野作造)
 英國労働黨の産業政策

……三月發行の分……

新支那外交政策の成果(王正廷)
 今日支那(施肇基)
 上海民會特輯號
 米國の對メキシコ政策の一考察(和田禎純)
 田中外交の頭腦(大西射月)
 國民政府の滿蒙政策(田代名兵衛)
 臺灣に於ける思想問題
 不戰條約と國民の覺悟(本多熊太郎)
 經濟上より見たる國際聯盟(三)(新渡戸稻
 造)
 明治中興の元勳としての伊藤公と山縣公
 一九二八年休戰記念日に於ける米國大統領
 ノ演說

新刊邦文雜誌重要記事

中央公論	國際労働問題資料	支那時報	上海週報	國際法外交雜誌	東亞	東洋	事業之日本	日本及日本人	産業	講演	海軍々令部常報
------	----------	------	------	---------	----	----	-------	--------	----	----	---------

……四月發行の分……

第三次全國代表大會の經過

上海週報

M、雜

……三月發行の分……

米國海軍政策と一九二七年三國海軍軍備制
 限會議
 化學兵器と海上作戰
 英國憲法の特質
 佛敎思想と宗教性
 都市問題序論(奥井復太郎)
 米國の海軍擴張と海洋自由問題(松原一雄)
 大阪に於ける煤煙防止に就て(辻元謙之助)
 海上保險者の負擔危險の本質と屬性序說
 朝鮮樂制の變遷
 東京市の各種公營事業

海軍々令部常報	大分高商商業論	講演集	三田評論	國際法外交雜誌	燃料協會誌	明大商學論叢	朝鮮	社會研究
---------	---------	-----	------	---------	-------	--------	----	------

アルゼンチンの一九二八年 度經濟事情	獨、 キルトシヤフトデ	二、五
英國の經濟狀況	獨、 イノスト	三、一
安定後に於けるフランスの 經濟發展	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、二
一九二八年に於ける合衆國 の景氣	獨、 スナルトシヤフト	三、三
經濟氣壓學の地位	獨、 スナルトシヤフト	三、三
生産論 雜考	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
忘れられたるカメラリスト の一人 ロイベル	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
アルフレッド、アモンの理 論的見地	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
スウイスとオーストリアと の經濟的比較	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
ヨーロッパの危機	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
國際協調とヨーロッパの過 誤	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
サルテイニアの經濟事情	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
國際經濟に關する諸問題	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
ギリシアによるゼネバ經濟 會議決議の遵奉	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
世界經濟の合理化	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
南アメリカの經濟狀態	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
フランス及びベルギーの經 濟事情	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
ドイツ及び中央ヨーロッパ の經濟事情	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三
合衆國の經濟生活	獨、 シユモラリス、ヤ ールブーフ	三、三

玖馬島の經濟狀態	獨、 キルトシヤフトデ	一、五
タヒチ港の狀況	獨、 キルトシヤフトデ	一、二
フランスに於ける物價安定 と資本利率	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
ハンガリーの經濟狀態	獨、 キルトシヤフトデ	二、三
フランス専門委員會の活 動	獨、 キルトシヤフトデ	二、三
オーストラリアの經濟狀態	獨、 キルトシヤフトデ	二、三
佛領印度支那の經濟事情	佛、 ランセエ	三、二
フランス専門委員會の國 際銀行計畫	佛、 ランセエ	三、二
北米合衆國の經濟生活	佛、 ランセエ	三、二
青海地方の經濟に就て	佛、 ランセエ	三、二
國產品展覽會	佛、 ランセエ	三、二
奏皇鳥事情	佛、 ランセエ	三、二
河南省事情	佛、 ランセエ	三、二
新疆省經濟事情	佛、 ランセエ	三、二
展覽會に於ける浙江省生産 物	佛、 ランセエ	三、二
北平の經濟復興計畫	佛、 ランセエ	三、二
西藏事情	佛、 ランセエ	三、二
女教師の中央アジア旅行	佛、 ランセエ	三、二

B、農林、畜産及水産業
附 食糧問題

イギリス農業の問題 (一七)	英、 ステエテイスト	二、二
インドに於ける農業並に山 林調査會	英、 ステエテイスト	二、二
エジプトの農業	英、 ステエテイスト	二、二
可耕地面積	英、 ステエテイスト	二、二
農業階級の位置の改善	英、 ステエテイスト	二、二
合衆國に於ける農業保護策 としての輸出戻税案	英、 ステエテイスト	二、二
農業實驗所に於ける研究の 分野としての地方社會	英、 ステエテイスト	二、二
農業指導者としての B. Franklin	英、 ステエテイスト	二、二
獨逸の馬鈴薯輸出	獨、 キルトシヤフトデ	二、五
大豆の將來	獨、 キルトシヤフトデ	三、一

大戰後合衆國農業の發展傾 向	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
安南に於ける歐式開墾	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
ココアの生産、消費及現狀	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
フランス上院に於ける農業 政策と耕地政策	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
福建省の水産物	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
黒龍江流域の木材取引	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
南支の主要食料品たる米	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
支那大豆收穫	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
雲南省の農産及林産	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
上海の葉巻製造業者	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
廣西全省農務局	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
上海に於ける酪農	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
滿洲錦縣の蕪蕪地開發計畫	獨、 キルトシヤフトデ	二、二
上海に於ける蜂蜜及蜜蠟	獨、 キルトシヤフトデ	二、二

C、鑛業

一九二八年に於けるカナダ 石油界	英、 オイル、ニウズ	三、一
ベルシアとイラク	英、 オイル、ニウズ	三、一

CLLe-7
NO. 394

394

昭和四年五月二十八日印刷納本
昭和四年六月一日發行

(禁無斷轉載)

發行所

東京市麹町區丸之內二丁目二番地
南滿洲鐵道株式會社
東亞經濟調查局

編輯及發行人

大川周明

印刷所

東京市神田區平永町八番地
合名會社 豐盛堂

委託販賣所

東京堂書店

大連市紀伊町

社団法人 **中日文化協會**

電話 神田(自)三〇〇六六
東京(自)二〇七六六〇
總發行所 大連二八五〇番

定價 全壹圓五拾錢

昭和四年五月廿八日

